
第6期宗像市障がい福祉計画
第2期宗像市障がい児福祉計画

令和3年3月

宗 像 市

目次

第1章 計画の概要

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 計画策定の背景と趣旨 | 1 |
| 2 | 計画の位置づけ | 2 |
| 3 | 計画の期間 | 3 |
| 4 | 計画の基本理念 | 3 |
| 5 | 計画の基本的視点 | 4 |
| 6 | 計画の施策体系 | 6 |
| 7 | 計画の策定経過 | 7 |

第2章 障がい者等の現状

| | | |
|---|----------------------|----|
| 1 | 人口動態 | 8 |
| 2 | 身体障がい者の状況 | 10 |
| 3 | 知的障がい者の状況 | 12 |
| 4 | 精神障がい者の状況 | 13 |
| 5 | 難病患者の状況 | 14 |
| 6 | 障がい者の雇用状況 | 15 |
| 7 | アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ | 16 |

第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

| | | |
|---|-------------------------|----|
| 1 | 生活支援の充実 | 20 |
| | (1) 情報提供・相談支援体制の充実 | 20 |
| | (2) 障がい福祉サービスの充実 | 25 |
| | (3) 地域福祉の推進 | 27 |
| | (4) 保健・医療の充実 | 29 |
| | (5) 防災対策の推進 | 31 |
| 2 | 雇用・就労支援の促進 | 35 |
| | (1) 障がい者のための総合的な雇用・就労支援 | 35 |
| 3 | 生活環境の整備 | 41 |
| | (1) 道路・公共施設のバリアフリー化 | 41 |
| | (2) 公共交通機関の利便性の向上 | 43 |

| | | |
|---|---------------------------|----|
| 4 | 障がい理解の促進と権利擁護の推進 | 44 |
| | (1) 障がい理解と差別解消の促進 | 44 |
| | (2) 権利擁護の推進 | 48 |
| 5 | 障がい児支援の充実 | 49 |
| | (1) 障がい児の相談支援及び発達支援の充実 | 49 |
| | (2) 障がい児の教育支援の充実 | 53 |
| 6 | 社会参加の推進 | 55 |
| | (1) 障がい者等のスポーツ・文化芸術活動等の推進 | 55 |

第4章 計画の成果目標と事業量の見込み

| | | |
|---|------------------------------|----|
| 1 | 令和5年度の成果目標 | 58 |
| | (1) 福祉施設入所者の地域生活への移行 | 58 |
| | (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 | 59 |
| | (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 59 |
| | (4) 福祉施設から一般就労への移行等 | 59 |
| | (5) 障がい児支援の提供体制の整備等 | 61 |
| 2 | 事業量見込み | 62 |
| | (1) 障がい福祉サービスの事業量見込み | 62 |
| | (2) 地域生活支援事業の事業量見込み | 69 |
| | (3) 児童福祉法上のサービス事業量見込み | 73 |

第5章 計画の推進体制

| | | |
|---|-----------|----|
| 1 | 関係機関等との連携 | 76 |
| 2 | 計画の進捗管理 | 76 |

資料編

| | | |
|---|---------------------------------|----|
| 1 | 宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会設置要領 | 77 |
| 2 | 宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会委員名簿 | 78 |
| 3 | 宗像市保健福祉審議会規則 | 79 |
| 4 | 宗像市保健福祉審議会委員名簿 | 81 |
| 5 | 宗像市保健福祉審議会 諮問書 | 82 |
| 6 | 宗像市保健福祉審議会 答申書 | 83 |
| 7 | 市民意見提出手続による意見と回答 | 84 |

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

市では、平成18年4月の「障害者自立支援法」施行を受け、同法に基づく「第1期宗像市障がい福祉計画」を策定し、その後、3年ごとに見直しを行いながら障がい者施策の推進に努めてきました。

第1期計画策定後の10年間は、「障害者権利条約」締結に必要な国内法の整備をはじめとする障がい者に係る制度の集中的な改革の歴史でした。平成23年8月には地域における共生や差別の禁止をうたって「障害者基本法」が改正されました。

平成25年4月、「障害者自立支援法」に代わって施行された「障害者総合支援法」では、発達障がい者や難病患者等が障がい福祉サービスの対象となることが法律上明示され、利用者負担について応能負担を原則とするほか、相談支援の充実、障がい児支援の強化、地域における自立した生活のための支援の充実などの新しい方向性が示されました。

その後、平成25年6月には、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的とした「障害者差別解消法」が制定され、国内法の整備が完了したため、平成26年1月、「障害者権利条約」の批准・締結が行われました。

また、平成28年6月に行われた「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」の改正では、障がい者が自らの望む地域生活を実現するための支援の充実や、障がい児支援に対するニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実及び市町村障害児福祉計画の策定が規定されており、重度障がい者の地域生活や障がい児の発達を支える施策展開が求められています。

さらに国は、平成29年2月、制度・分野ごとの縦割りや「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けて（当面の改革工程）」を発表し、市町村の福祉行政も新たな局面を迎えています。

本市においても、こうした国の動向やこれまでの取り組みの成果と課題を踏まえ、障がい者施策に反映させていく必要があります。障がい者施策に関わる基本的な理念や原則を再確認するとともに、障がい者を取り巻く環境の変化と新たな課題やニーズにも対応した新たな「第6期宗像市障がい福祉計画及び第2期宗像市障がい児福祉計画」（以下「本計画」という。）を策定することとしました。

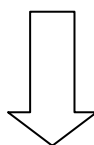
2 計画の位置づけ

本計画は、障害者総合支援法第88条に定める「市町村障害福祉計画」、及び「児童福祉法」の改正に伴い同法第33条の20で策定が義務づけられた「市町村障害児福祉計画」を一体として策定するもので、国の基本指針に則して、障がい福祉サービスや障害児通所支援、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める計画です。

また、本計画は、上位計画である「第2次宗像市総合計画」や「第4次宗像市保健福祉計画」など、市の各種関連計画の中の障がい者に関する施策についての行動計画としても位置づけます。

第2次宗像市総合計画（平成27年度～令和6年度）

- ・市の最上位計画
- ・まちづくりの基本方針

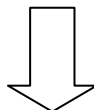


第4次宗像市保健福祉計画（令和2年度～6年度）

- ・保健福祉の総合計画として、保健、地域福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、児童福祉等に関する市の基本方針を定めた計画

宗像市障がい者計画

- ・障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画



第6期宗像市障がい福祉計画・第2期宗像市障がい児福祉計画 （令和3年度～5年度）

- ・障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく、障がい福祉サービスや障害児通所支援等の実施計画
- ・各年度における障がい福祉サービスや障害児通所支援、相談支援の種類ごとの必要量の見込み及び確保の方策、地域生活支援事業の実施に関する事項等を定める

3 計画の期間

本計画は、令和3年度を初年度とし、令和5年度を目標年度とする3か年計画とします。ただし、法律の改廃・制定、計画の進捗状況や社会経済状況の変化等により必要な場合は、随時見直しを行うものとします。

4 計画の基本理念

全ての市民が、障がいの有無を問わず、基本的人権を有するかけがえない個人として尊重されつつ、日常生活及び社会生活を営むために必要な支援を受け、社会参加及びどこで誰と生活するかについての選択の機会が確保されるとともに、一切の社会的障壁が除去された、相互に人格と個性を尊重しあう共生社会の実現

本計画では、第5期計画で掲げた基本理念に加え、「選択の機会の確保」「一切の社会的障壁の除去」を明文化しました。

第4次宗像市保健福祉計画の基本理念である「住み慣れた地域で互いに支え合い安心して健康に暮らせるまちづくり」と併せ、その実現を目指します。

5 計画の基本的視点

基本理念の実現に向けて、以下の5点を計画の基本的視点とします。

(1) 障がい者等の意思決定の尊重と支援

共生社会実現のため、障がい者等の意思決定を尊重し、支援に配慮するとともに、障がい者等が必要とする障がい福祉サービスその他の支援を受けつつ、その自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、障がい福祉サービス等の提供体制の整備を進めます。

(2) 障がい者等の生活を地域全体で支えるシステムの実現

障がい者等の自立支援の観点から、住み慣れた地域で生活ができるよう社会資源の整備や、サービス提供体制の整備が必要です。

実現に向けては、それぞれの障がい特性に対応した整備が必要であり、例えば福祉施設から地域生活に移行するには就労移行支援や継続・定着支援等の充実が必要ですし、重度化・高齢化した障がい者が地域で生活するためには、「親亡き後」を見据えた常時の支援体制の確保や、地域生活に対する安心感を担保するための「地域生活支援拠点」の整備及びその機能を高める取り組みも必要です。

精神病床における長期入院患者の地域移行の推進には、障がい福祉サービスの提供だけでなく、差別や偏見のない、あらゆる人が共生できる包摂的（インクルーシブ）な社会の実現に向けた取り組みも必要であり、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められます。

(3) 地域共生社会の実現

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいとともに創り、高め合う地域共生社会の実現に向けて、引き続き、地域住民が主体的に地域づくりに取り組むための仕組みづくりや制度の縦割りを越えた柔軟なサービスの確保に取り組むとともに、地域ごとの地理的条件や地域資源の実態等を踏まえながら、包括的な支援体制の構築に取り組みます。

(4) 障がい児の健やかな育成のための支援

障がい児本人の最善の利益を考慮しながら、障がい児の健やかな育成を支援することが必要です。障がい種別に関わらず、質の高い専門的な発達支援を行う障害児通所支援等の充実を図ります。

また、障がい児のライフステージに沿って、障がい福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関が連携を図り、切れ目のない一貫した支援を提供する体制の構築を図ります。

加えて、日常生活を営むために医療を要する状態の障がい児（以下、医療的ケア児）が、必要な支援を円滑に受けられるようにする等、専門的な支援を必要とする者に対して、各関連分野が共通の理解に基づき協働する包括的な支援体制の構築を図ります。

(5) 障がい者等の社会参加を支える取り組み

障がい者等の地域における社会参加を促進するためには、障がい者等の多様なニーズを踏まえて支援する必要があります。

特に「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成三十年法律第四十七号）」を踏まえ、障がい者等が文化芸術を享受鑑賞し、又は創造や発表等の多様な活動に参加する機会の確保等を通じて、障がい者等の個性や能力の発揮及び社会参加の促進を図ります。

また「スポーツ基本法（平成二十三年法律第七十八号）」の理念に則り、障がい者が自主的かつ積極的にスポーツを行うことができる環境づくりを進めます。

さらに、読書を通じて文字・活字文化に触れる機会が得られる社会を実現するため「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律（令和元年法律第四十九号）」を踏まえ、視覚障がい者等の読書環境の整備を進めます。

6 計画の施策体系

「住み慣れた地域で互いに支え合い安心して健康に暮らせるまちづくり」の実現を目指し、本計画では以下の6つの分野ごとに施策の基本的な方向性と今後の取り組みを定めます。

【第6期宗像市障がい福祉計画、第2期宗像市障がい児福祉計画共通】

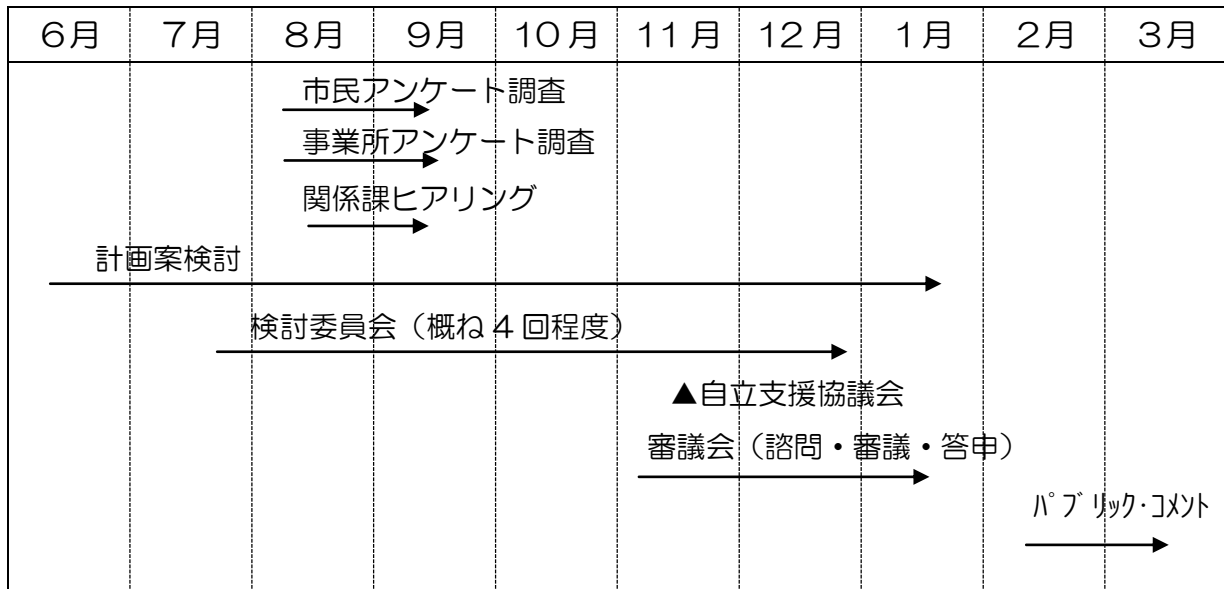
| 施策分野 | 施策の基本的方向性 |
|------------------------|---------------------------|
| 1 生活支援の充実 | (1) 情報提供・相談支援体制の充実 |
| | (2) 障がい福祉サービスの充実 |
| | (3) 地域福祉の推進 |
| | (4) 保健・医療の充実 |
| | (5) 防災対策の推進 |
| 2 雇用・就労支援の促進 | (1) 障がい者のための総合的な雇用・就労支援 |
| 3 生活環境の整備 | (1) 道路・公共施設のバリアフリー化 |
| | (2) 公共交通機関の利便性の向上 |
| 4 障がい理解の促進と 権利擁護の推進 | (1) 障がい理解と差別解消の促進 |
| | (2) 権利擁護の推進 |
| 5 障がい児支援の充実 | (1) 障がい児の相談支援及び発達支援の充実 |
| | (2) 障がい児の教育支援の充実 |
| 6 社会参加の推進 | (1) 障がい者等のスポーツ・文化芸術活動等の推進 |

7 計画の策定経過

本計画の策定にあたっての経過は次のとおりです。

1. 宗像市障がい福祉計画・宗像市障がい児福祉計画検討委員会による検討・原案作成
(令和2年7月～令和3年1月頃迄)
2. 宗像市障がい福祉に関するアンケート調査 (令和2年8月)
※市内在住の65歳未満の障がい者等1,500人を対象(回収率:42.4%)
3. 市内の障がい福祉サービス事業所及び障害児通所支援事業所に対するアンケート調査
(令和2年8月)
4. 庁内関係各課からの施策抽出及びヒアリング(令和2年8月)
5. 宗像市障害者自立支援協議会による意見聴取(令和2年11月)
6. 宗像市保健福祉審議会への諮問・審議・答申(令和2年11月から令和3年1月迄)
7. パブリック・コメントの実施(令和3年2月)

※計画策定進行スケジュール



第2章 障がい者等の現状

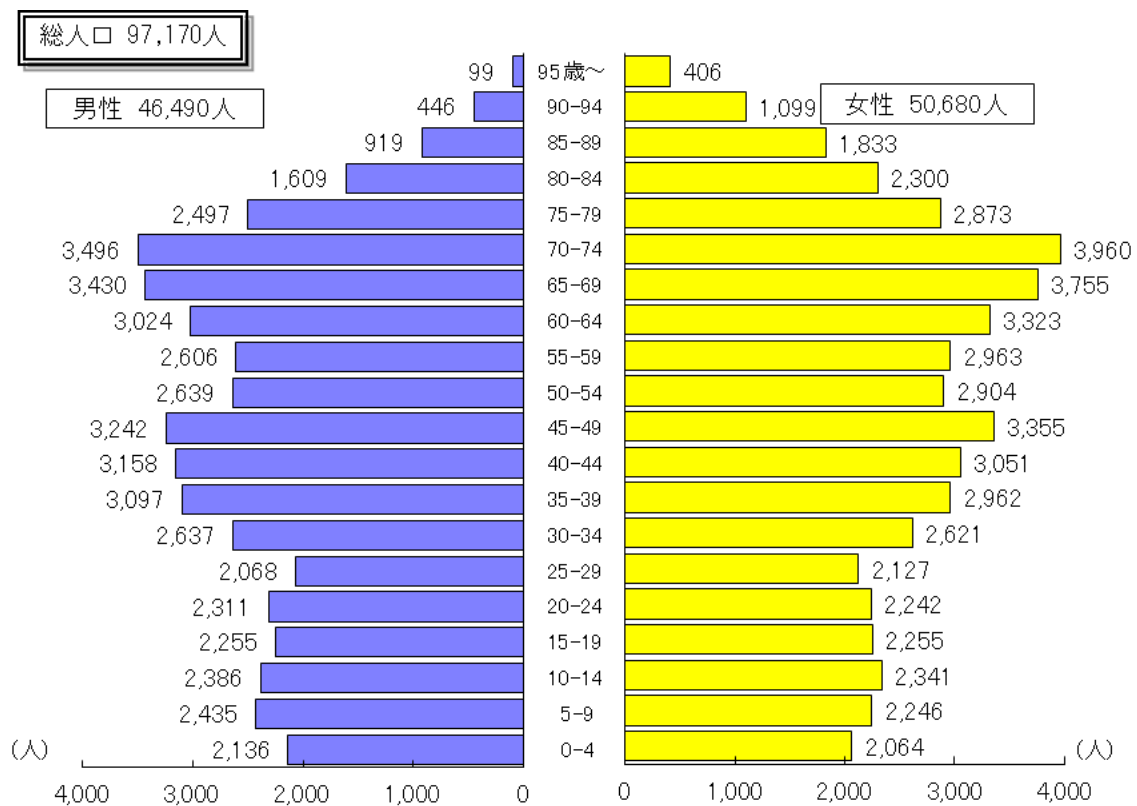
1 人口動態

(1) 人口構造

本市の人口は、令和2年9月末時点で、男性 46,490 人、女性 50,680 人、合計 97,170 人、高齢化率は 29.6%となっています。

年齢階層別にみると、70～74 歳が最も多くなっており、65 歳～69 歳がそれに続いています。

■人口ピラミッド（令和2年9月末現在）



資料：住民基本台帳

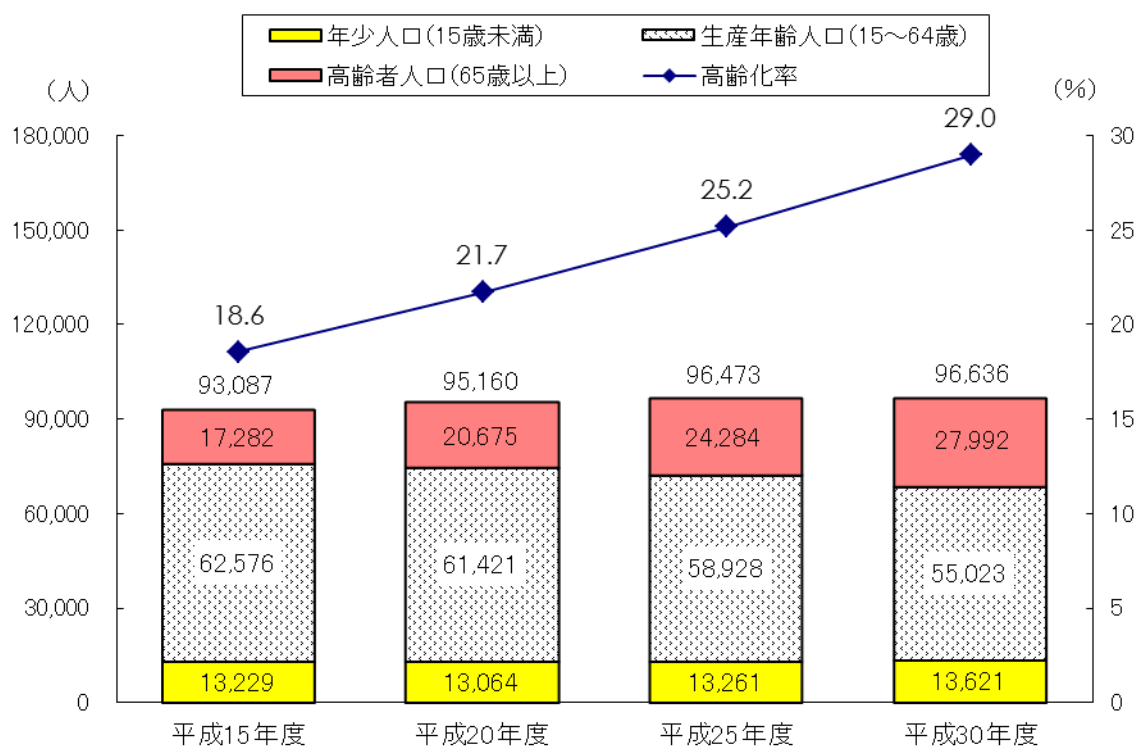
(2) 人口等の推移

当市の人口の推移を見ると、平成17年の旧大島村合併も含め、一貫して増加傾向にあり、平成15年度から平成30年度までの15年間で見ると、3,549人（3.8%）増加しています。

また、年齢3区分別人口の推移をみると、15歳未満の年少人口は微増で推移していますが、15～64歳の生産年齢人口は減少が続いています。

65歳以上の高齢者人口は増加を続けており、それに伴い、高齢化率（65歳以上の人口が総人口に占める割合）も、平成15年度の18.6%から15年間で10.4ポイント上昇し、平成30年度は29.0%となっています。

■年齢3区分別人口及び高齢化率の推移



※人数は各年度末(3月31日)時点

資料: 市民課

2 身体障がい者の状況

(1) 身体障害者手帳所持者数

本市の身体障害者手帳所持者数は、令和2年3月末現在 3,810 人で、うち 18 歳以上が 3,731 人で全体の 97.9%を占めています。

障がい種別毎に見ると、肢体不自由が 1,915 人（50.3%）と最も多く、次いで内部障がい者が 1,376 人（36.1%）となっています。

また、障がい等級別で見ると、重度障がい者（1、2級）は 1,815 人で、全体の 47.6%を占めています。

身体障害者手帳所持者数 (単位：人)

| 障がい種別 | 年齢別 | 等級別 | | | | | | 合計 |
|------------|-------|-------|-----|-----|-----|-----|-----|-------|
| | | 1級 | 2級 | 3級 | 4級 | 5級 | 6級 | |
| 視覚障がい | 18歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| | 18歳以上 | 46 | 52 | 8 | 9 | 18 | 10 | 143 |
| | 合計 | 46 | 52 | 8 | 9 | 18 | 10 | 143 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 18歳未満 | 2 | 3 | 2 | 0 | 0 | 2 | 9 |
| | 18歳以上 | 13 | 77 | 40 | 49 | 2 | 136 | 317 |
| | 合計 | 15 | 80 | 42 | 49 | 2 | 138 | 326 |
| 音声・言語障がい | 18歳未満 | 0 | 0 | 0 | 0 | | | 0 |
| | 18歳以上 | 1 | 2 | 24 | 23 | | | 50 |
| | 合計 | 1 | 2 | 24 | 23 | 0 | 0 | 50 |
| 肢体不自由 | 18歳未満 | 28 | 13 | 5 | 2 | 1 | 0 | 49 |
| | 18歳以上 | 310 | 401 | 329 | 475 | 232 | 119 | 1,866 |
| | 合計 | 338 | 414 | 334 | 477 | 233 | 119 | 1,915 |
| 内部障がい | 18歳未満 | 20 | 0 | 0 | 1 | | | 21 |
| | 18歳以上 | 837 | 10 | 201 | 307 | | | 1,355 |
| | 合計 | 857 | 10 | 201 | 308 | 0 | 0 | 1,376 |
| 合計 | 18歳未満 | 50 | 16 | 7 | 3 | 1 | 2 | 79 |
| | 18歳以上 | 1,207 | 542 | 602 | 863 | 252 | 265 | 3,731 |
| | 合計 | 1,257 | 558 | 609 | 866 | 253 | 267 | 3,810 |

※令和2年3月末現在

資料：福祉課

※障がい重複している場合は、代表部位、総合等級で計上

(2) 等級別身体障害者手帳所持者数の推移

本市の身体障害者手帳所持者数は、年々増加傾向にあり、等級別の傾向は表のとおりです。

等級別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1級 | 1,183 | 1,204 | 1,198 | 1,246 | 1,257 |
| 2級 | 541 | 537 | 547 | 556 | 558 |
| 3級 | 655 | 640 | 621 | 608 | 609 |
| 4級 | 861 | 872 | 884 | 883 | 866 |
| 5級 | 240 | 248 | 248 | 251 | 253 |
| 6級 | 242 | 249 | 256 | 259 | 267 |
| 合計 | 3,722 | 3,750 | 3,754 | 3,803 | 3,810 |

※各年度末現在

資料：福祉課

(3) 障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移

障がい種別毎に平成27年度からの推移を見ると、年によるばらつきはありますが、視覚障がいは減少傾向、肢体不自由はほぼ横ばい、それ以外の障がい種別は増加傾向にあります。

障がい種別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

| 障がい種別 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 視覚障がい | 176 | 169 | 156 | 150 | 143 |
| 聴覚・平衡機能障がい | 295 | 297 | 304 | 313 | 326 |
| 音声・言語障がい | 40 | 43 | 47 | 47 | 50 |
| 肢体不自由 | 1,917 | 1,931 | 1,924 | 1,938 | 1,915 |
| 内部障がい | 1,294 | 1,310 | 1,323 | 1,355 | 1,376 |
| 合計 | 3,722 | 3,750 | 3,754 | 3,803 | 3,810 |

※各年度末現在

資料：福祉課

(4) 年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移

年齢階層別に平成27年度からの推移を見ると、「18歳未満」は微増、「18歳以上」は増加傾向となっています。

年齢階層別身体障害者手帳所持者数の推移 (単位：人)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 18歳未満 | 74 | 75 | 79 | 87 | 79 |
| 18歳以上 | 3,648 | 3,675 | 3,675 | 3,716 | 3,731 |
| 合計 | 3,722 | 3,750 | 3,754 | 3,803 | 3,810 |

※各年度末現在

資料：福祉課

3 知的障がい者の状況

(1) 障がい程度別療育手帳所持者数の推移

本市の療育手帳所持者数は、令和元年度末現在 647 人で、障がい程度別に見ると、A判定（最重度、重度）が 278 人、B判定（中度、軽度）が 369 人となっています。

障がい程度別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| A判定 | 300 | 289 | 292 | 284 | 278 |
| B判定 | 349 | 341 | 360 | 364 | 369 |
| 合 計 | 649 | 630 | 652 | 648 | 647 |

※各年度末現在

資料：福祉課

(2) 年齢階層別療育手帳所持者数の推移

療育手帳所持者数を年齢階層別に見ると、ほぼ横ばいとなっています。

年齢階層別療育手帳所持者数の推移 (単位：人)

| 区 分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 18歳未満 | 172 | 172 | 176 | 175 | 175 |
| 18歳以上 | 477 | 458 | 476 | 473 | 472 |
| 合 計 | 649 | 630 | 652 | 648 | 647 |

※各年度末現在

資料：福祉課

4 精神障がい者の状況

(1) 精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

本市の精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和元年度末現在 787 人で、一貫して増加傾向にあります。

また、障がい等級別に見ると 2 級が最も多く、令和元年度で見ると、全体の 55.3% を占めています。

等級別精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移 (単位：人)

| 区分 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|-----|--------|--------|--------|--------|-------|
| 1 級 | 61 | 64 | 67 | 68 | 70 |
| 2 級 | 341 | 336 | 378 | 405 | 435 |
| 3 級 | 156 | 195 | 233 | 268 | 282 |
| 合計 | 558 | 595 | 678 | 741 | 787 |

※各年度末現在

資料：福岡県精神保健福祉センター

(2) 自立支援医療（精神）利用者数の推移

本市の自立支援医療（精神）利用者数は、令和元年度末現在 1,436 人で、一貫して増加傾向にあります。

自立支援医療（精神）利用者数の推移 (単位：人)

| 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 | 1,142 | 1,179 | 1,280 | 1,380 | 1,436 |

※各年度末現在

資料：福岡県精神保健福祉センター

5 難病患者の状況

本市の難病患者のうち、医療費の助成の対象として特定疾患医療受給者証の交付を受けている人は、令和元年度末現在 698 人となっています。

医療費助成の対象となる疾病は、令和元年7月時点では 333 疾病が指定難病となっています。

一方、平成 25 年 4 月から、難病等が障害者総合支援法の対象となり、障がい福祉サービスが受けられるようになっていきます。当初は「難病患者等居宅生活支援事業」の対象疾病と同じ 130 疾病が対象となっていました。令和元年7月時点では 361 疾病に拡大されています。

特定疾患医療受給者証交付件数の推移（宗像市） (単位：人)

| 年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 | 平成30年度 | 令和元年度 |
|------|--------|--------|--------|--------|-------|
| 利用者数 | 764 | 773 | 697 | 706 | 698 |

※各年度末現在

資料：福岡県宗像・遠賀保健福祉環境事務所

6 障がい者の雇用状況

(1) 企業の障がい者の雇用状況

令和2年6月1日現在、福岡県の企業の障がい者雇用状況は以下のとおりで、法定雇用率（2.2%。令和3年3月から2.3%）達成企業の割合は、全体の50.6%となっています。

企業規模別の障がい者雇用状況（福岡県の民間企業）

| 規模 | 企業数 | 労働者数(人) | 障がい者数(人) | 雇用率(%) | 法定雇用率達成企業 | 法定雇用率達成企業割合 |
|----------|-------|-----------|----------|--------|-----------|-------------|
| 45.5～99人 | 1,940 | 127,978.0 | 2,558.0 | 2.00 | 948 | 48.9% |
| 100～299人 | 1,425 | 214,318.0 | 4,492.5 | 2.10 | 777 | 54.5% |
| 300～499人 | 280 | 98,419.5 | 2,050.5 | 2.08 | 124 | 44.3% |
| 500～999人 | 172 | 107,759.5 | 2,263.5 | 2.10 | 81 | 47.1% |
| 1,000人以上 | 113 | 294,481.0 | 6,477.5 | 2.20 | 57 | 50.4% |
| 計 | 3,930 | 842,956.0 | 17,842.0 | 2.12 | 1,987 | 50.6% |

※令和2年6月1日現在

資料：福岡労働局

※障がい者数には、重度障がい者（実人数×2）及び重度以外の障がい者を含む。

※短時間（週所定労働時間20時間以上30時間未満）労働者1人は0.5人として集計

(2) 市の行政機関における障がい者の雇用状況

令和2年6月1日現在、市の障がい者雇用率は3.2%となっており、法定雇用率（2.5%）を上回っています。

市の障がい者雇用状況

| 対象職員数 | 障がい者数 | 障がい者雇用率 | 法定雇用率 |
|-------|-------|---------|-------|
| 560人 | 18人 | 3.2% | 2.5% |

※令和2年6月1日現在

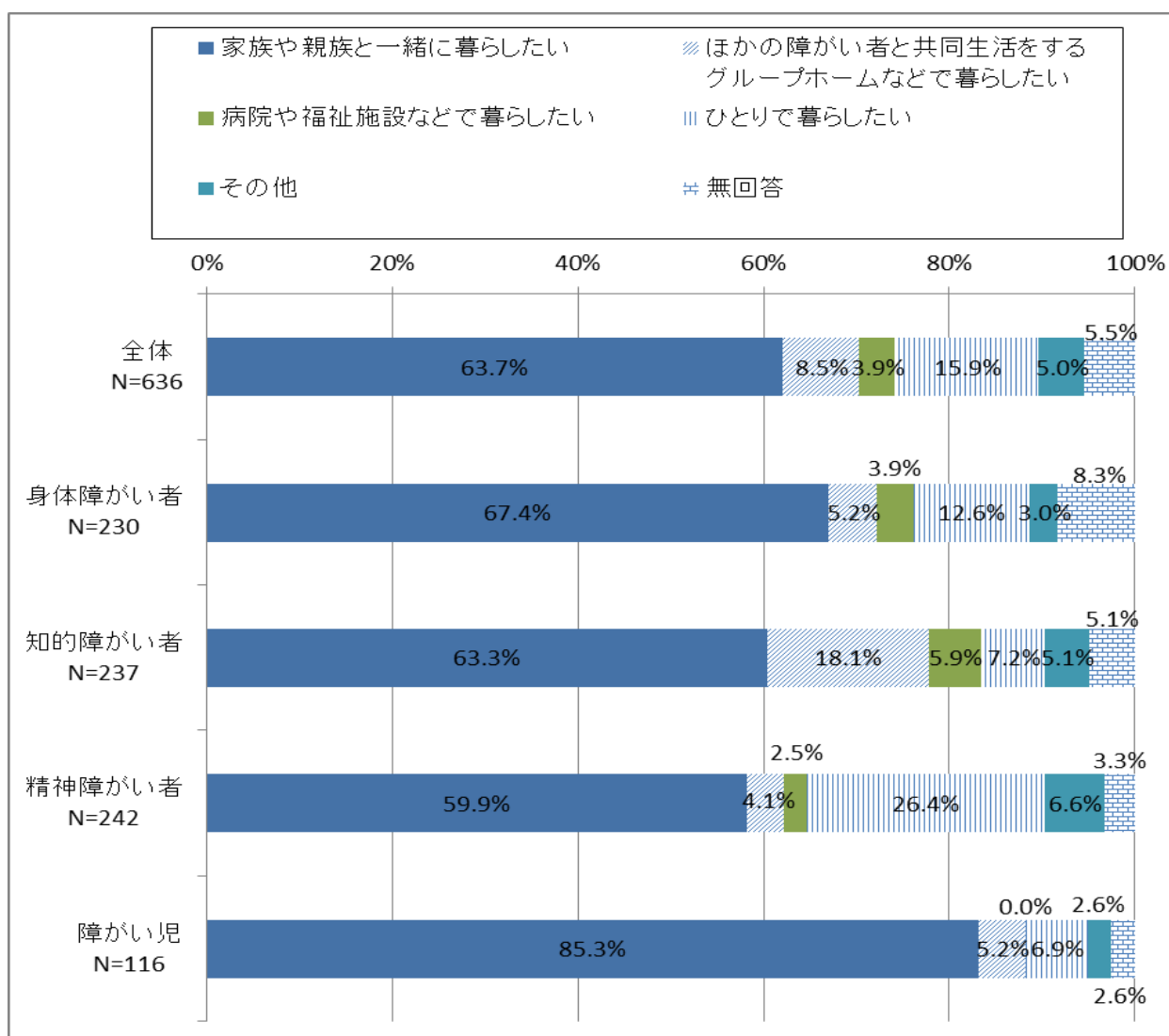
資料：人事課

7 アンケート調査結果に見る障がい者のニーズ

(1) 希望する暮らし方

暮らし方については、いずれの障がい種別においても「家族や親族と一緒に暮らしたい」という回答が最も多く、全体の63.7%を占めています。

障がい種別に見ると、精神障がい者は、「家族や親族と一緒に暮らしたい」という回答が他の障がい種別に比べて59.9%と低く、「ひとりで暮らしたい」という回答が26.4%と、他の障がい種別に比べ高い割合となっています。



資料：アンケート調査結果

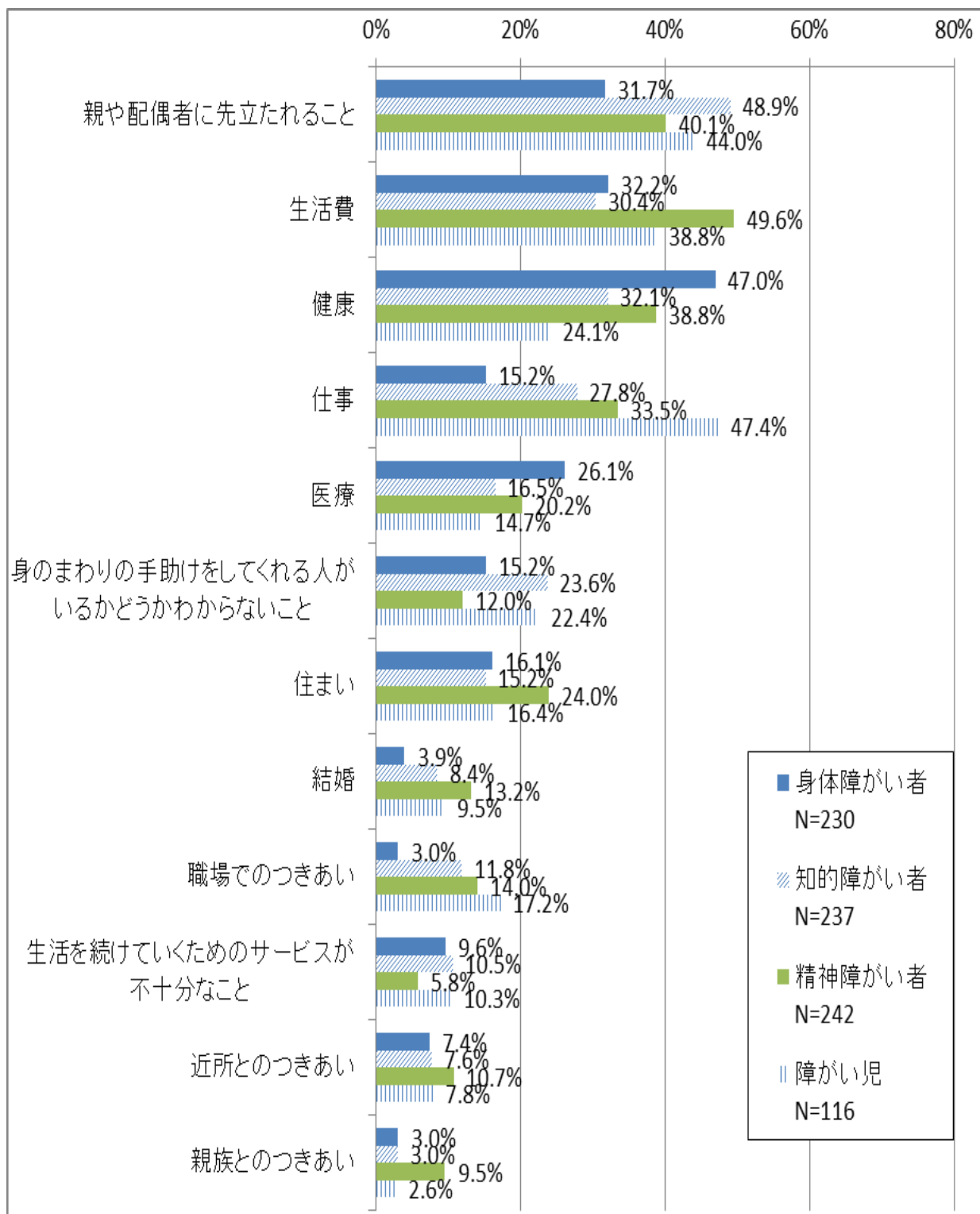
《グラフの見方について》

※グラフ中の「N」は、割合算出の基数となる有効回答者数を示しています（以下同じ）。

※複数回答をお願いしている項目については、比率計が100%を超えることがあります（以下同じ）。

(2) 暮らしていくなかで特に心配なこと

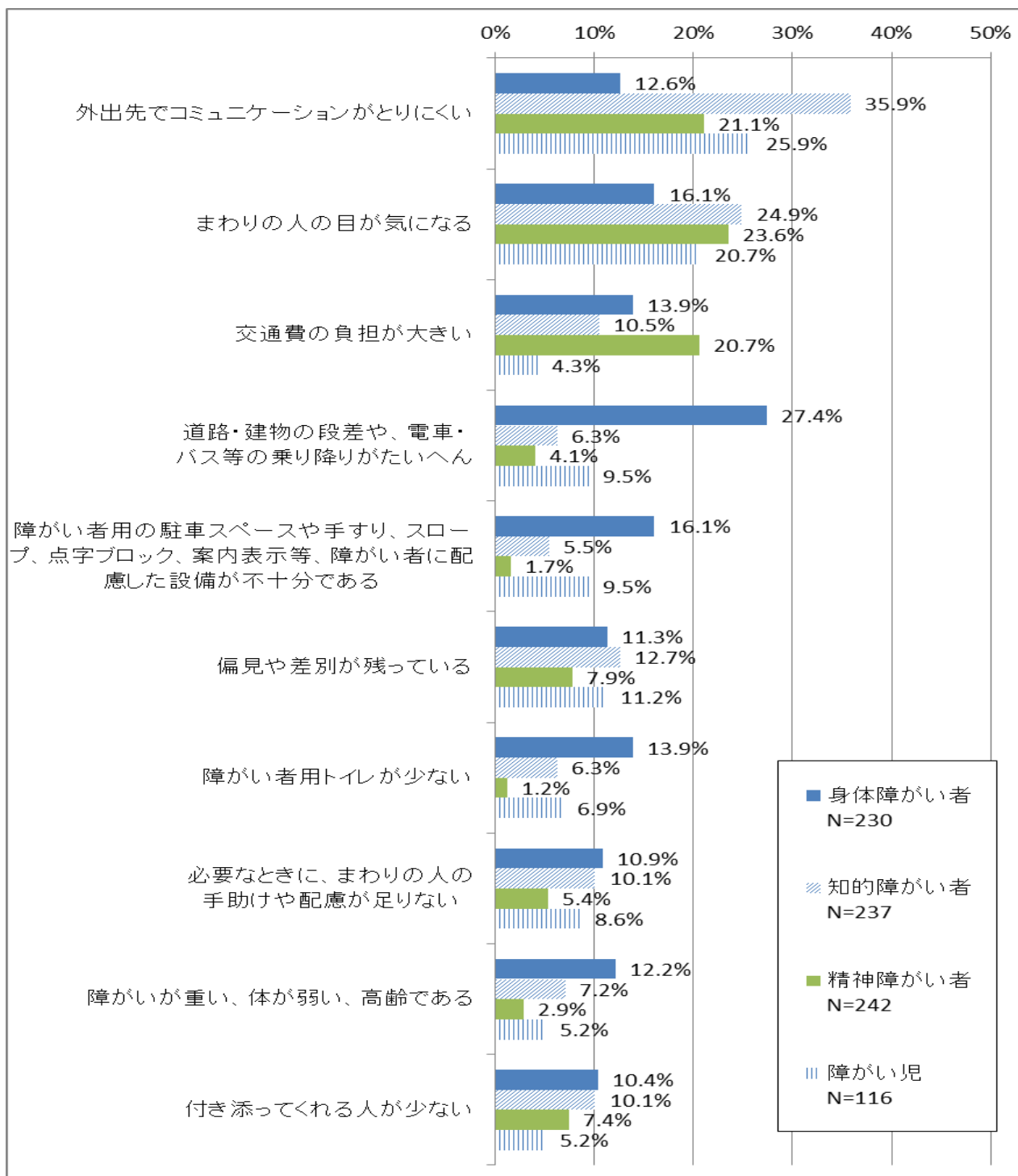
暮らしていくなかで特に心配なこととしては、身体障がい者は「健康」（47.0%）、知的障がい者は「親や配偶者に先立たれること」（48.9%）、精神障がい者では「生活費」（49.6%）、障がい児では「仕事」（47.4%）がそれぞれ最も多くなっています。



資料：アンケート調査結果

(3) 外出に関して不便や困難を感じること

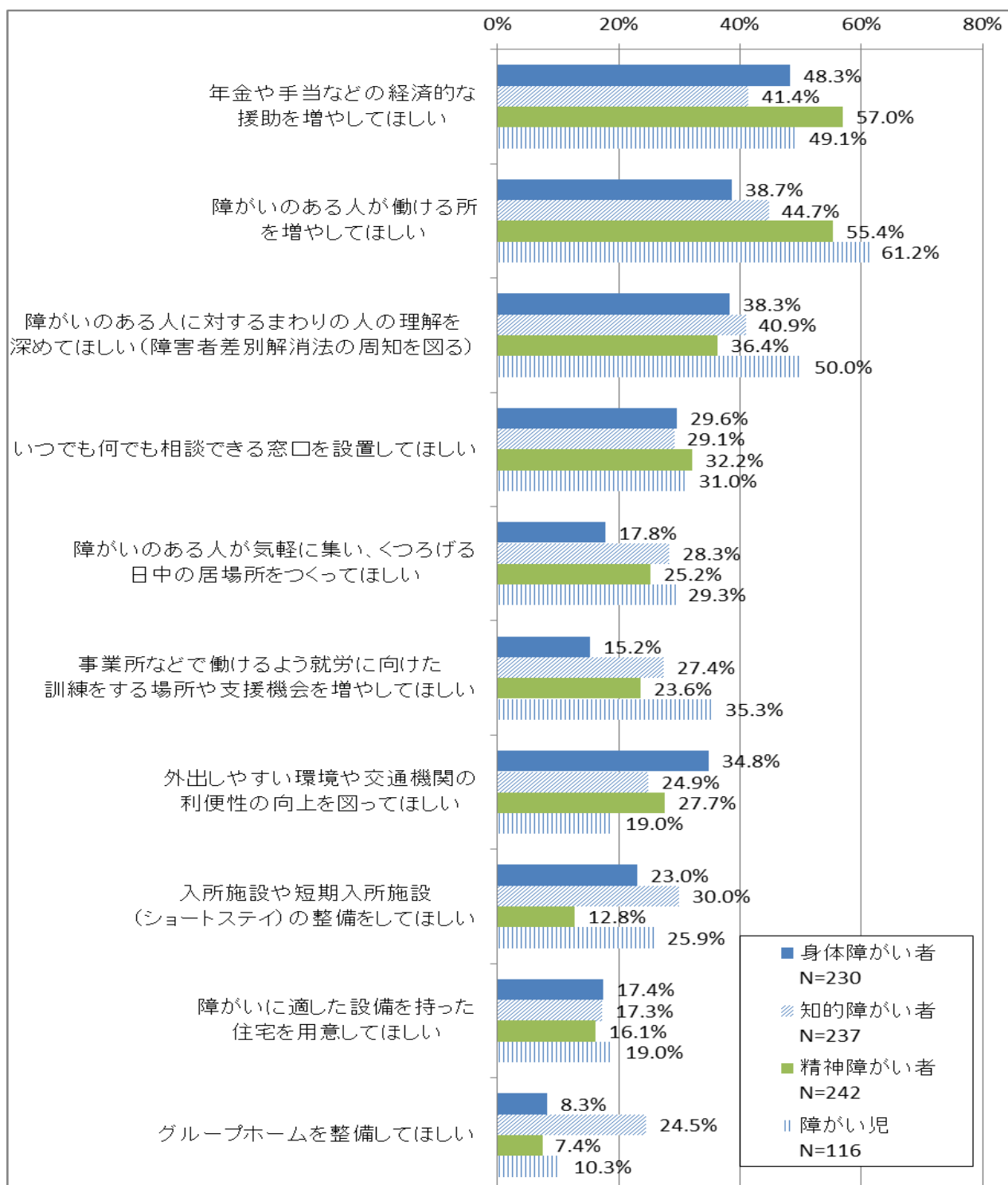
外出に関して不便や困難を感じることについては、身体障がい者では「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」(27.4%)、知的障がい者と障がい児では「外出先でコミュニケーションがとりにくい」(知的障がい者：35.9%、障がい児25.9%)、精神障がい者では「まわりの人の目が気になる」(23.6%)がそれぞれ最も多くなっています。



資料：アンケート調査結果

(4) 障がい者への支援として行政が充実すべきこと

行政が充実すべき障がい者支援については、多少順位の差は見られますが、いずれの障がい種別においても、「年金や手当などの経済的な援助を増やしてほしい」「障がいのある人が働ける所を増やしてほしい」「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい（障害者差別解消法の周知を図る）」という3項目が上位を占めています。



資料：アンケート調査結果

第3章 施策の現状と課題及び今後の取り組み

1 生活支援の充実

障がいのある人とその家族が、住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、障がい福祉サービスに関する情報提供はもとより、日常生活に関するさまざまな不安を、必要なときに相談できる体制の充実が必要です。

障がい者施策の目指すところは障がいのある人の自立であり、利用者本位の考え方に基づいた適切な支援をすることにより、多様なニーズに対応した相談支援体制の整備及び福祉サービスの量的・質的充実につなげることが必要です。

(1) 情報提供・相談支援体制の充実

《現状と課題》

市では、障がいのある人が利用できるサービスや相談機関などをまとめた「宗像市障がい者すこやかガイドブック」を作成・配布するとともに、市広報紙や市ホームページによってサービス等の周知を図っていますが、障害者自立支援法の施行以降、度重なる制度改正もあって、障がいのある人とその家族に内容が必ずしも十分に伝わっていないことも考えられます。

アンケート調査結果を見ると、福祉施策についての情報の入手方法として、回答割合が最も高かったのは「市の広報紙、ホームページ」ですが、障がい種別にみると、知的障がい者では「家族・友人・知人」や「福祉施設の職員」、精神障がい者では「市役所の福祉担当窓口」「病院・お医者さん・薬局」の回答割合が高くなっています（図1参照）。それぞれの障がいによって情報入手先が異なることに配慮し、障がいのある人にとって必要な情報をどのような方法で提供すればより効果的かを意識した取り組みが必要です。

また、障がいのある人の持つ悩みや問題は、障がいの程度や年齢、社会状況などいろいろな要因によって異なります。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近に相談でき、適切な助言を受けられる相談体制の強化が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

市では、障がいのある人の福祉に関する問題について、障がいのある人やその家族からの相談に応じる機関として「宗像市障害者生活支援センター」、精神障がいを専門とする「地域活動支援センターみどり」に相談支援事業を委託して実施しています。各センターでは、障がい福祉サービス等の利用や生活の相談のほか、生活に役立つ各種教室や社会参加を支援

するイベント等を開催しています。

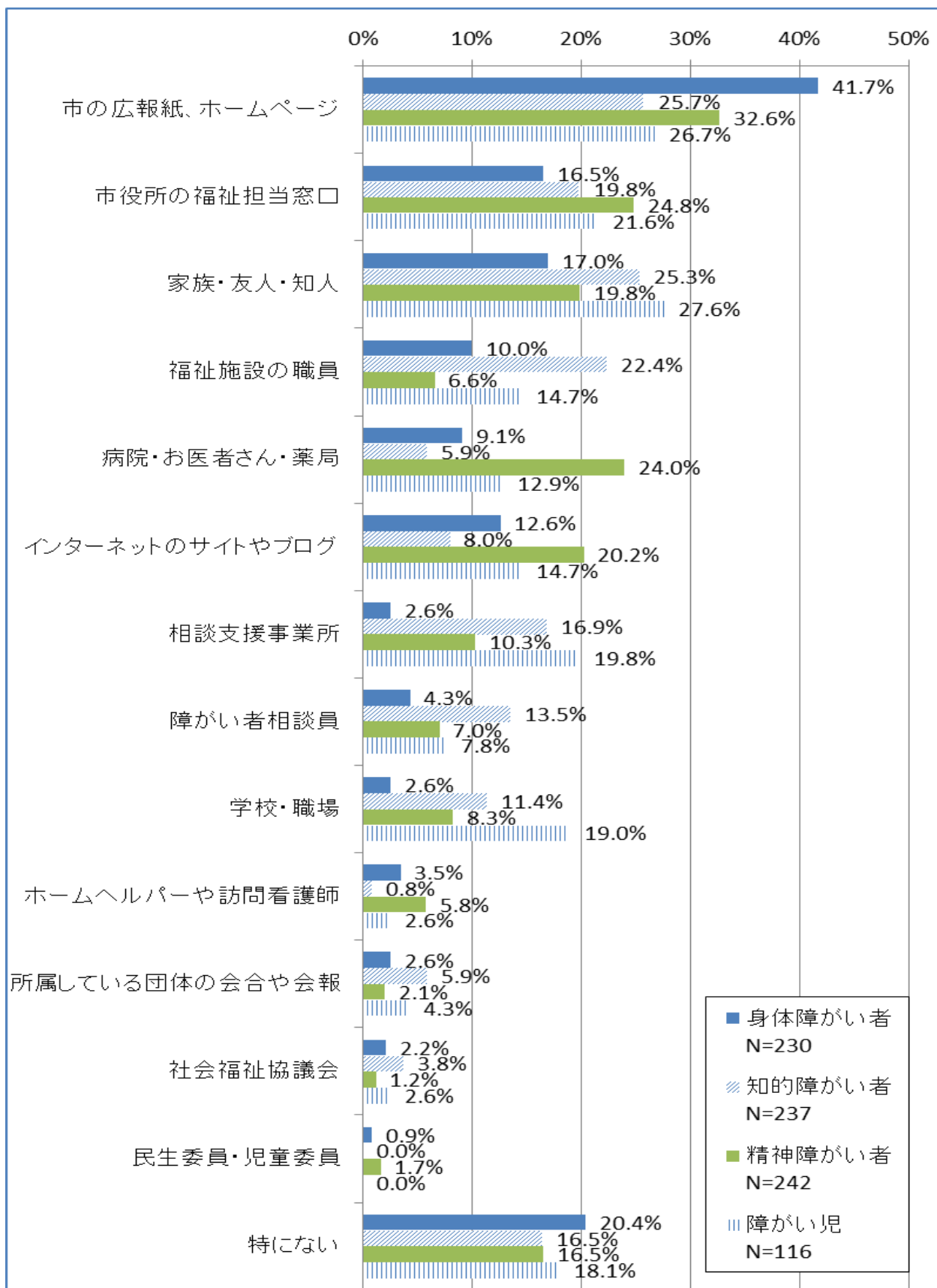
また、宗像市障害者生活支援センターを基幹相談支援センターとして位置づけ、地域の相談支援の拠点として、総合的な相談業務と成年後見制度利用支援事業を実施するとともに、困難事例への支援、相談支援事業所への助言や研修等、相談支援事業の強化に取り組んでいます。

今後さらに多様化することが予想される障がいのある人とその家族のニーズに応え、自立を支援していくためには、適切にサービスを組み合わせ、身近な地域で一人ひとりにあったケアマネジメントを行える相談支援体制の整備と障がい福祉に関わる各機関の連携強化を図る必要があります。

市では、障がい者支援に関する地域課題の解決に向けた提言や、困難事例への対応のあり方に関する協議を行う「宗像市障害者自立支援協議会¹」があり、その中に「相談支援ネットワーク会議」を設置し、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図っていますが、今後もさらなる充実が必要です。

¹ 宗像市障害者自立支援協議会は、関係機関、関係団体、障がい当事者及びその家族をはじめ、障がい者等の福祉、医療、教育又は雇用等に関連する職務に従事する者、その他の関係者により構成。

図1 福祉施策についての情報の入手先



資料：アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 障がい者等に対する効果的な情報提供手段の活用

障がい者等が生活に関わる様々な情報を手軽に入手できるよう、障がい種別ごとの情報入手手段に配慮し、市広報紙や市ホームページをはじめ、関係機関・団体等、様々な手段を活用した効果的な情報提供に努めます。

また、市社会福祉協議会が視覚障がい者を対象に行う、市広報紙の音訳版「声の広報」の作成、配布を支援します。

「宗像市障がい者すこやかガイドブック」については、常に最新の情報が提供できるよう、年1回の改訂を行い、必要に応じて窓口で配布します。

2 相談支援体制の充実・強化

障がい福祉サービスの提供体制の確保や適切な利用を支え、地域生活への移行や発達障がいに対する支援等、多様化する障がい者の各種ニーズに対応するためには、相談支援体制の充実と強化が不可欠です。

市では、市役所内に設置した基幹相談支援センターを中心に、総合的な相談業務や成年後見制度利用支援事業に取り組むほか、地域の相談支援事業者に対する研修会等を通じて情報提供及び相談支援体制の充実・強化に取り組みます。

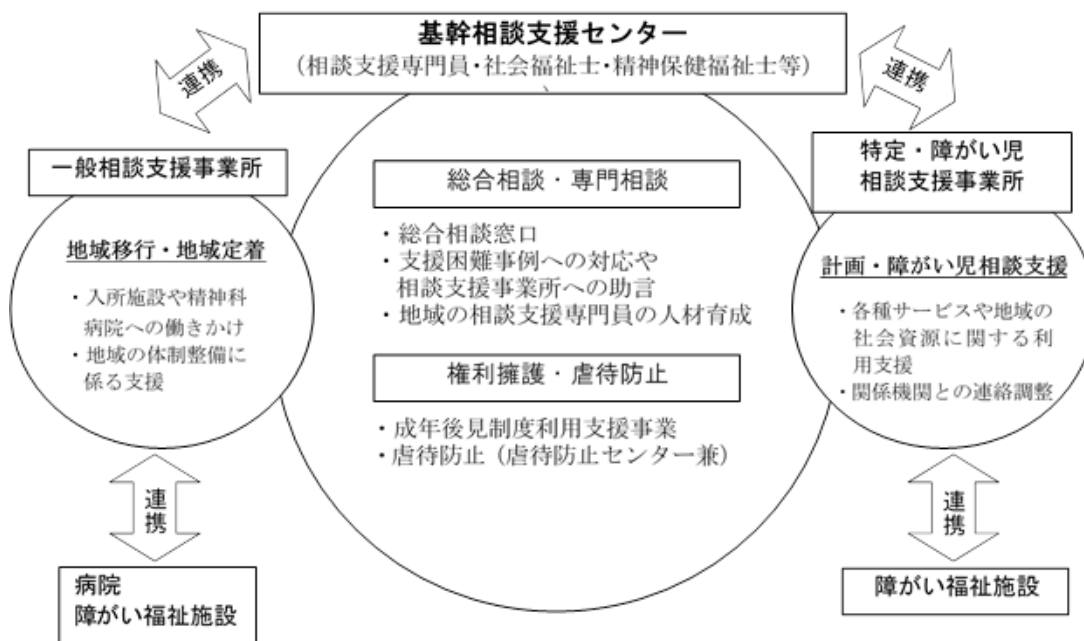
引き続き、障がい者等のライフステージを見据え、一人ひとりのニーズに応じたサービス等利用計画を作成し、保健・医療・福祉・教育・就労が一体となった生活支援が実現できるよう、効果的なケアマネジメントを行うことができる相談支援体制の充実・強化を図っていきます。

3 自立支援協議会を核とした関係機関の連携の強化

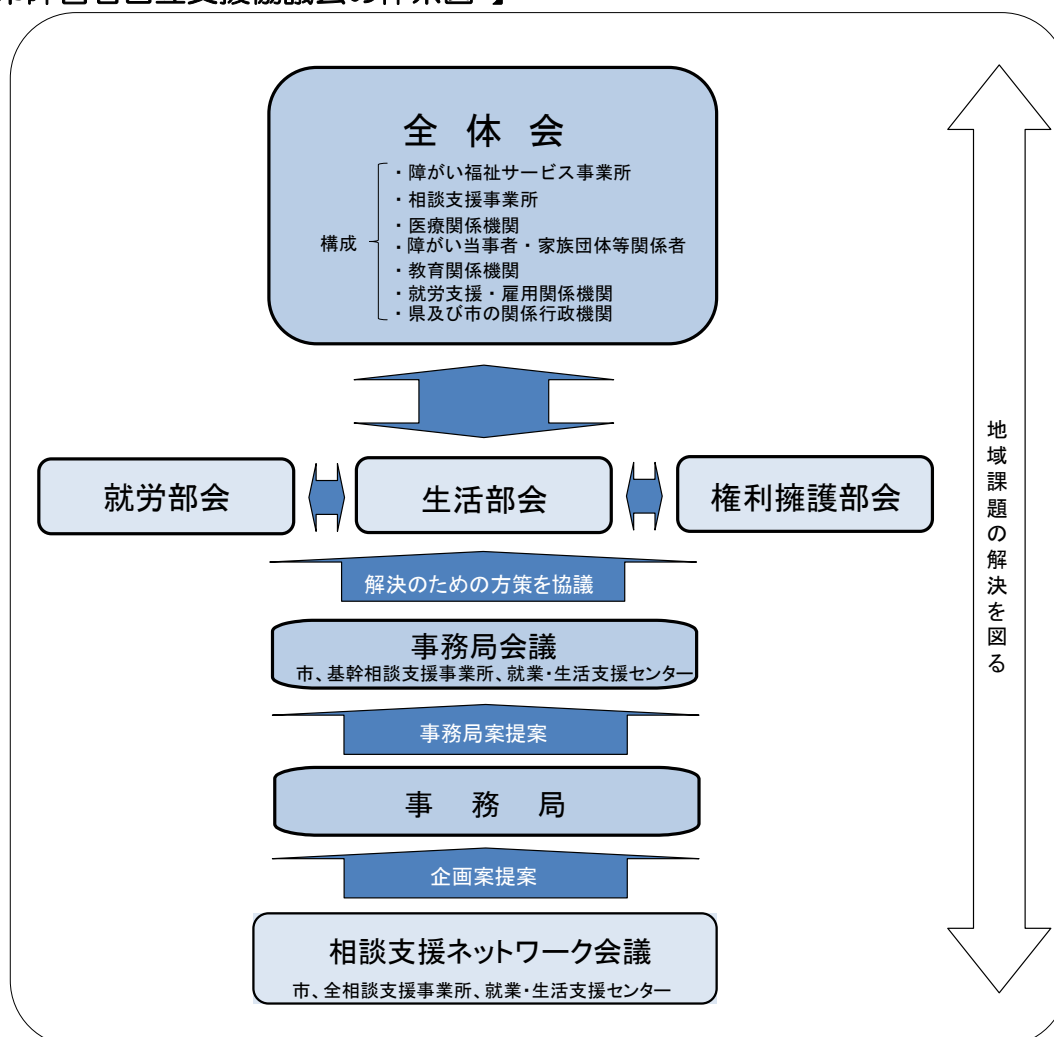
宗像市障害者自立支援協議会を地域の社会資源間のネットワークの核として設置しています。障がい者支援に関する地域課題の解決に向けた提言や、困難事例への対応のあり方に関する協議を通して、地域の関係機関によるネットワークの構築と連携の強化を図ります。

また、新型コロナウイルス等感染症に対する対策についても、協議会のネットワークを活用し、必要な情報の共有や支援を行っていきます。

【 相談支援の体制図 】



【 宗像市障害者自立支援協議会の体系図 】



(2) 障がい福祉サービスの充実

《現状と課題》

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、いつでも必要に応じて適切な障がい福祉サービスが受けられる体制であることが重要です。

市では、障がいのある人のサービス基盤の整備を図っており、利用状況からみても、サービスの提供体制が整ってきていることを表していると考えられます。今後も、必要な人に必要なサービスが行き届くよう、適切に支給決定を行う必要があります。

本計画の基本理念にある「日常生活又は社会生活を営むための支援を受ける」や「どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保される」など、障がいのある人が安心して暮らせる体制を実現するため、障がい福祉サービス提供基盤のさらなる充実を図る必要があります。

《今後の取り組み》

1 介護給付及び自立訓練体制の充実

常時介護を必要とする重度障がい者や医療的なケアが必要な障がい者など、障がい者の多様な介護ニーズに対応するために必要な、居宅介護等訪問系サービスの必要量の確保を図り、適切な介護給付提供体制の充実を図ります。

また、身体機能や生活能力の向上のために訓練が必要な人が、地域において自立した日常生活・社会生活をおくれるよう、自立訓練体制の充実を図ります。

2 短期入所（ショートステイ）・日中一時支援の提供体制の充実

在宅で生活している障がい者や医療的ケアが必要な障がい者が、家族の急病で在宅での対応が困難なときなどに、短期入所の利用が安心して行えるよう利用促進に努めます。

また、障がい者の日中における活動の場を確保し、障がい者の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な休息のため、日中の一時的見守り等の支援を行う日中一時支援事業の必要なサービス量の確保と利用促進を図ります。

3 外出支援の充実

障がい者の社会参加を積極的に進めるための、外出時における移動支援事業については、適切に利用できる体制を整え、支援の充実を図ります。

また、移動に支援を要する重度障がい者を対象としたタクシー料金の助成を継続するとともに、その周知に努めます。

4 入所・入院から地域生活への移行・地域定着に向けた支援体制の充実

自立した生活を希望する人や福祉施設に入所、医療機関に入院している人の地域生活への移行・地域定着を図るため、地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、地域移行支援及び地域定着支援、自立訓練事業等を推進します。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、その生活を地域全体で支えるサービス提供体制（地域生活支援拠点等）の充実を図ります。

5 視覚・聴覚障がい者等へのコミュニケーション支援

聴覚障がい者への手話通訳者の養成や派遣、市社会福祉協議会が開催する手話講習会の支援を行うとともに、情報・意思疎通支援用具の給付により、視覚障がい者や聴覚障がい者等のコミュニケーションを支援します。

また、令和2年8月から始まった、聴覚や発話に障がいのある人がスマートフォンや携帯電話を利用して、簡単な操作で素早く119番通報する仕組み（NET119緊急通報システム）について周知を図ります。

(3) 地域福祉の推進

《現状と課題》

障がいのある人が、家庭や地域で安心して自立した生活を送るためには、障がい福祉サービスの充実はもとより、その地域の住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域社会の課題解決に取り組む「地域福祉」の考え方が重要です。

市では、市社会福祉協議会と連携し、地域の「福祉会」に対する情報提供など、各福祉団体の活動を支援することによって地域福祉の推進を図っており、今後も支援を促進させる必要があります。

ボランティア活動の促進については「宗像市ボランティアセンター」のボランティアネットワーク制度を活用し、対面朗読や点訳、手話通訳、外出支援、人形劇の上演活動等を行っていますが、今後も同ネットワーク制度の活動支援が重要です。

また、市民活動団体やボランティア活動団体等の取り組みへの支援を通じて、地域課題の解決を図るため、「人づくりでまちづくり事業補助金」を交付していますが、福祉関連団体からの申請が少ないため、制度の有効活用に向けた支援が欠かせません。

地域福祉の推進には、一部の福祉関係の専門機関だけでなく、ボランティア活動やまちづくりに取り組む市民の方々、保健・医療、住宅、建設、商工業に携わるさまざまな専門家、団体の方々など、多くの人の協力が必要です。

地域活動の推進を通じて、地域の住民や社会福祉関係者など多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで地域をともに創っていく『地域共生社会』を実現することが重要です。

《今後の取り組み》

1 地域に根ざした福祉活動の促進

障がい者を地域全体で支えるためには、地域住民や社会福祉関係者がお互いに協力して地域課題の解決に取り組むことが重要です。

市では、市社会福祉協議会と連携し、地域の「福社会」に対する情報提供を行うなど、各福祉団体の活動を支援するほか、地域住民が参加しやすい福祉活動を促進します。

また、地域課題の解決のため、市民活動団体やボランティア活動団体等の取り組みを、人づくりでまちづくり事業補助金により支援します。

2 ボランティア活動の支援

ボランティア活動は、地域社会をより良くしていくことに役立つとともに、活動する自分自身も豊かにしてくれます。

市では引き続き、広報紙やSNSを活用し、啓発活動に努めるほか、市社会福祉協議会やボランティア組織等と連携して、地域住民のボランティア活動に対する理解と関心を深め、ボランティアの養成に努めるとともに、ボランティアネットワーク制度を活用した活動の支援を行います。

3 地域共生社会の実現に向けた障がい者等の地域活動の推進

地域で生活する障がい者のなかには、社会との関わりを持つ機会が少なく、自宅に閉じこもりがちになってしまう人もいます。

障がい者が地域活動に関わることは、住み慣れた地域で安心して暮らすために必要な支援を受けるきっかけになるだけでなく、地域全体の障がいに対する理解の促進や、住民主体の支え合いの精神を育むことにもつながります。

市では、障がい者が自治会やコミュニティ運営協議会等が行う地域活動に参加するために必要な支援を通じて、地域共生社会の実現を図ります。

(4) 保健・医療の充実

《現状と課題》

アンケート調査結果を見ると、暮らしていく中で特に心配なこととして、「健康（37.1%）」の回答割合が高く、健康を重要と考える傾向がうかがえます。（図2参照）

しかしながら、令和元年度の身体障害者手帳所持者のうち、生活習慣病やがんなどの疾病を主な原因とする心臓機能、腎臓機能、直腸機能などの内部障がいのある人は36.1%にのぼり、近年増加傾向にあります。

さらに、全体の50.3%を占める肢体不自由の原因の多くも、脳血管疾患などの生活習慣病となっています。

市では、生活習慣病の発症予防や重症化予防及びがんの早期発見、早期対応のため、特定健診や特定保健指導、がん検診などを行っていますが、市の死因別死亡数のうち、生活習慣病である脳血管疾患、心疾患と、がんの3つで約半数を占めている状況です。

今後も身体障がいの発生や重度化を予防するため、その要因となる生活習慣病の発症や重症化を予防するとともに、がんを早期に発見し、早期に対応する取り組みが重要です。

また、精神障害者保健福祉手帳の所持者数と自立支援医療（精神通院医療）の受給者数も、年々増加の一途をたどっています。

市では、うつ病等精神疾患の早期発見、早期対応のため、うつ病予防スクリーニング、心の健康づくりに関する講座や啓発などに取り組んできました。

今後も精神障がいの発生や重度化を予防するため、市民の心の健康づくりに取り組んでいく必要があります。

《今後の取り組み》

1 身体障がいの原因となる生活習慣病等の予防と早期発見・早期対応

市民の健康を守り、障がいの発生や重度化を予防するため、すべての世代へ向けた、生活習慣病予防及びがんの早期発見、早期対応の取り組みや、より多くの市民が健康診査を受けられるような体制の整備とともに、情報提供を行います。

また、生活習慣病の発症予防や重症化予防のため、特定健診、特定保健指導などに取り組みます。

併せて、市民が自らの生活習慣における課題を認識し、自己管理や生活改善に取り組むことで、健康的な日常生活を維持することができるよう、啓発や健康相談、健康教室や保健指導を実施します。

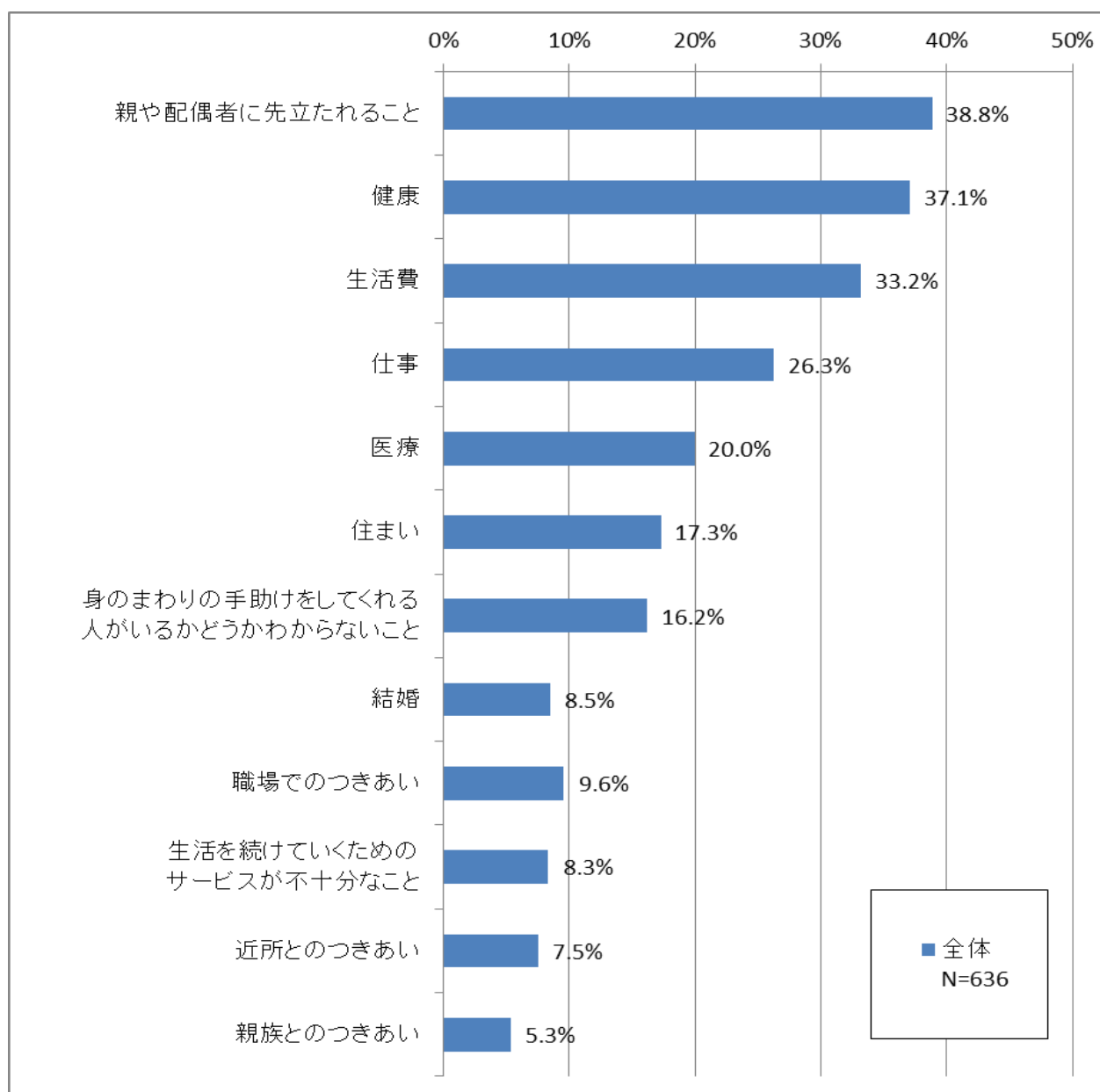
2 こころの健康づくりの推進による精神障がいの発生予防

精神障がいの発生、重度化を予防するため、こころの健康を維持するための生活習慣など、心の健康に関する啓発に努めるとともに、相談窓口の周知を行います。

また、うつ病など精神疾患の早期発見、早期対応に努め、こころの健康に不安のある人やその周囲の人が、相談しやすい体制の充実を図ります。

さらに、精神疾患に関する正しい知識の普及に努めるとともに、保健、医療、福祉、教育などの関係機関の連携によるネットワークの構築を図ります。

図2 暮らしていくなかで特に心配なこと



資料：アンケート調査結果

(5) 防災対策の推進

《現状と課題》

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、台風・豪雨や地震等の災害が発生した時において、情報の伝達や避難誘導等を迅速かつ適確に行い、被災の影響を最小限にとどめるとともに、避難先での生活についても個々の状態に応じた配慮が必要です。また、関係機関や地域との密接な連携を図りながら、障がいのある人等へのきめ細かな防災対策を講じることが必要となります。

市では、「宗像市地域防災計画」に基づき、自主防災組織の育成や、宗像市緊急情報伝達システム、携帯メール、テレビ等複数のメディアを使った多様な情報伝達のための環境づくりを進めています。また、避難行動要支援者名簿の整備を進め、要支援者の居住地、身体状況、家族構成、保健福祉サービスの利用状況、緊急時の連絡先等の把握に努めています。

さらに、災害時の避難所については、市内37か所の指定避難所のほか、平成31年4月には、市内外の3つの医療機関と医療的ケアが必要な人を対象とした福祉避難所開設の協定を結ぶなど、福祉施設や医療機関と連携した福祉避難所の整備も進めています。

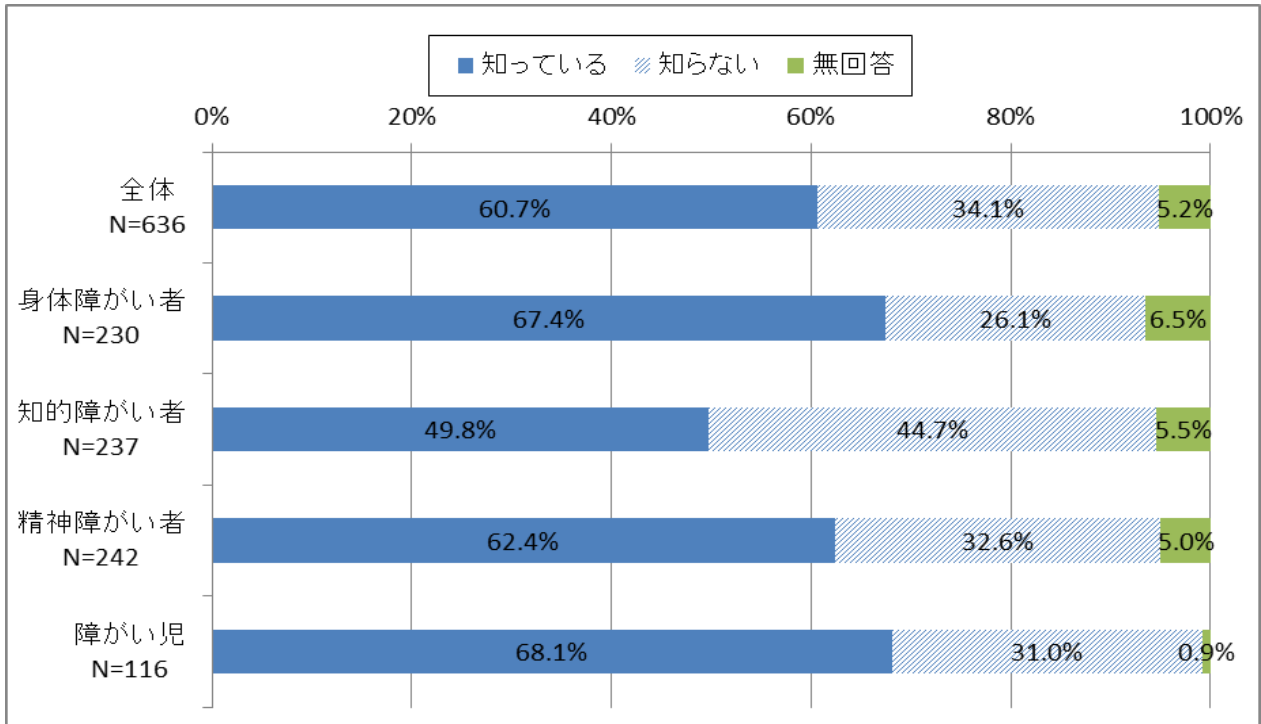
しかし、アンケート調査の結果を見ると、避難先を「知らない」と回答した人は全体の34.1%（図3参照）、災害時にひとりで避難「できない」と回答した人は全体の35.7%となっています（図4参照）。さらに、大きな災害が起きた場合には、「避難所で障がいにあつた対応をしてくれるか心配である」「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」「まわりの人とのコミュニケーションがとれない」「安全なところまで、すぐ避難することができない」ことなどを心配する声が上がっています（図5参照）。

引き続き、災害時における情報伝達体制の整備充実を図るとともに、避難行動要支援者の把握に努め、民生委員・児童委員、自主防災組織、宗像地区消防本部等の協力を得ながら個別の避難支援計画の策定を進めていく必要があります。

また、災害時における市民の、自助・共助の意識高揚のため、自治会等による自主防災組織の育成にも取り組む必要があります。

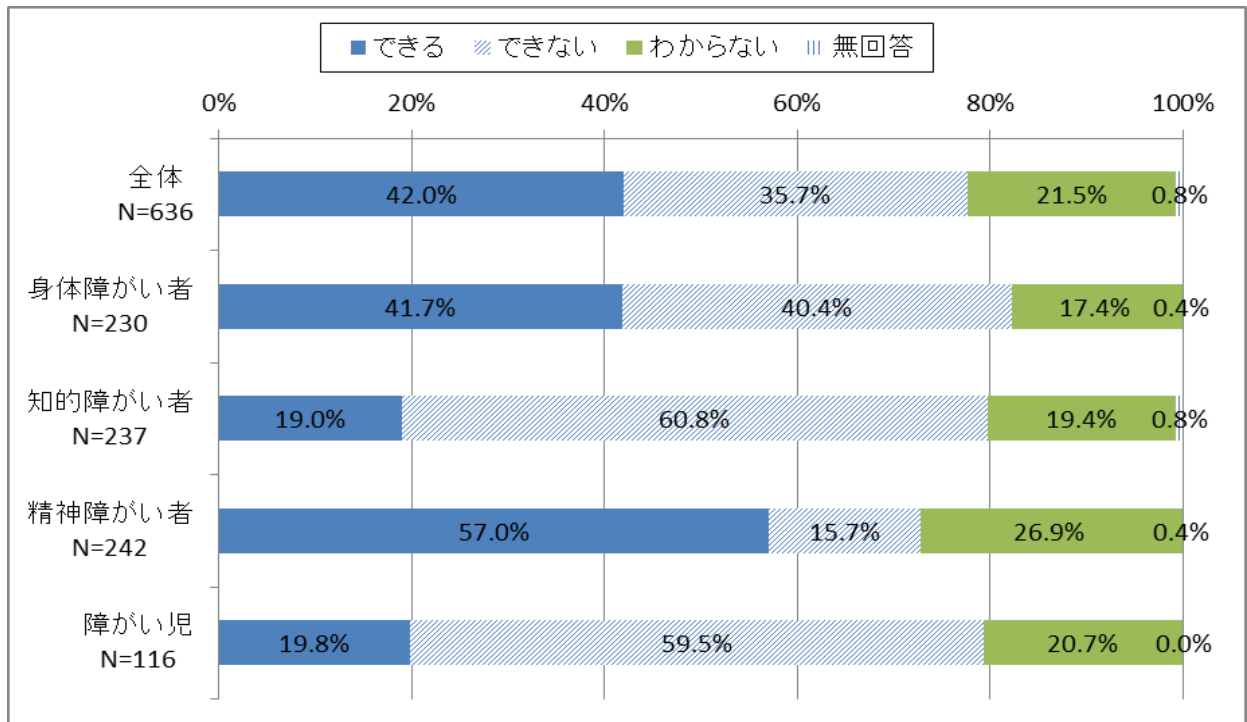
さらに、障がいのある人に対する避難所などにおける合理的配慮の提供に努めていく必要があります。

図3 災害時の避難先を知っているか



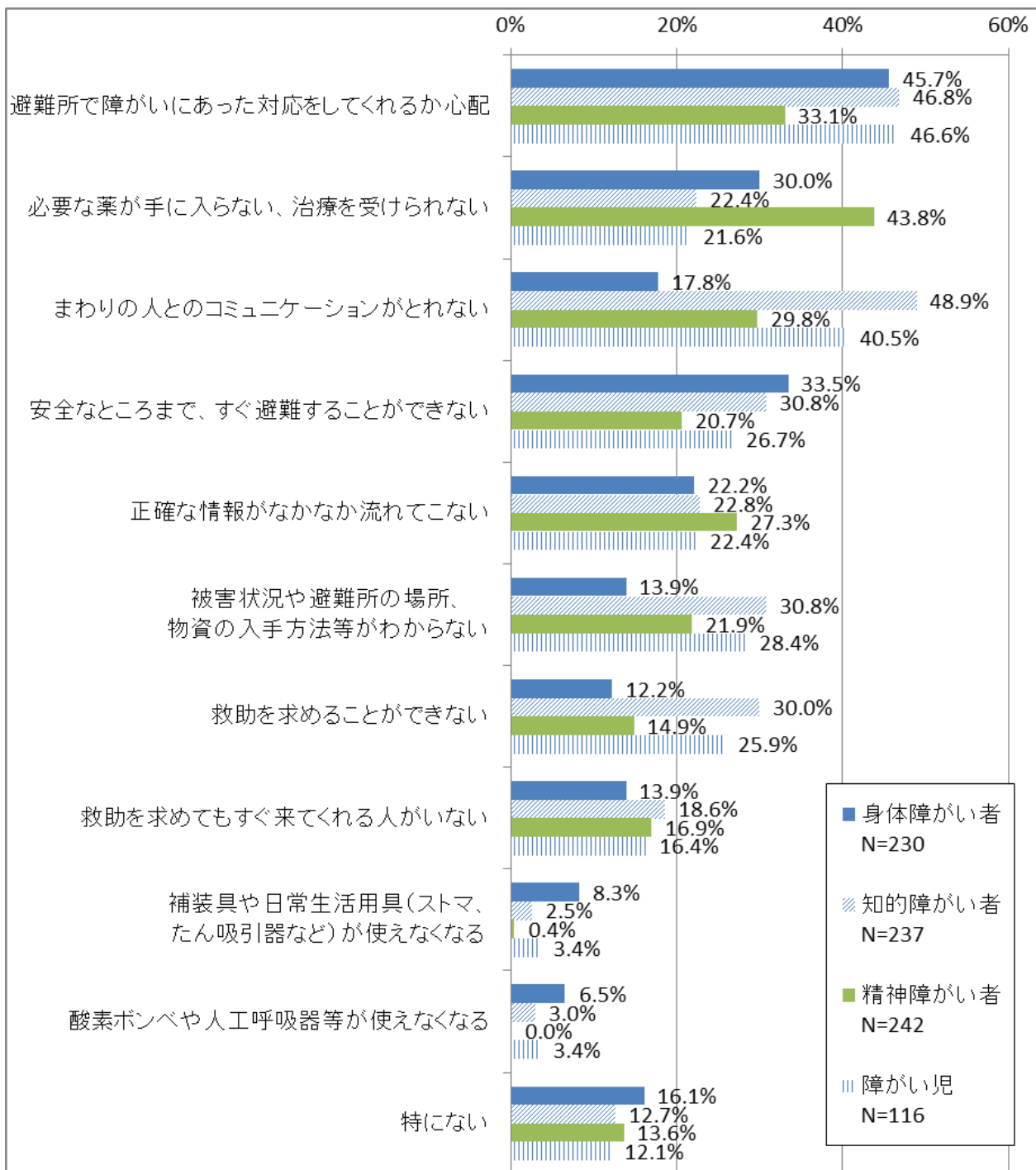
資料：アンケート調査結果

図4 災害時にひとりで避難できるか



資料：アンケート調査結果

図5 大きな災害が起きた場合に心配なこと



資料：アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 災害の基礎知識の啓発・広報及び情報伝達手段の確保・充実

災害に備える意識を高めるため、平時から市広報紙や市の防災ホームページ、防災関連マップなどの広報媒体を通じ、災害情報について必要な啓発・広報を行います。

また、災害時においては、災害情報や避難情報が確実に伝わるよう、多様な情報伝達手段を確保することも重要です。そのため、緊急情報伝達システムの活用を推進します。

2 避難行動要支援者支援事業の推進と関係機関との連携

災害時に、障がい者等、自力で避難することが難しい人の避難誘導を支援するため、避難行動要支援者名簿への登録を推進するほか、民生委員・児童委員や自主防災組織、宗像地区消防本部等との連携を図ります。

また、人工呼吸器や喀痰吸引など、常時何らかの医療的ケアが必要な人に対し、福祉避難所へのスムーズな受け入れ体制を構築しており、さらなる活用を図ります。

3 自助・共助・公助が一体となった連携体制

災害時においては、自分自身や家族の命を守る「自助」、近所や地域の方々と助け合う「共助」が重要とされています。併せて、防災関係機関が実施する災害情報の伝達や災害支援活動などの「公助」が連携した災害に強いまちづくりを目指します。

共助の中心である自主防災組織については、各地域の実情に応じた推進に努め、その育成強化を図ります。

4 避難所の整備推進

大規模災害が発生し、避難が長期化した場合などは、高齢者や障がい者が安心して避難生活を送れるよう、市内37か所の指定避難所のほか、25か所の福祉施設や医療機関と連携した福祉避難所を整備（令和2年12月現在）しており、さらなる活用を図ります。

今後は、災害が発生した場合の開設時期や避難方法等のさらなる周知を図るほか、福祉避難所の整備、避難所における合理的配慮の提供、避難物資の備蓄、避難体制の強化、感染症対策などに努めます。

2 雇用・就労支援の促進

障がいのあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に合った雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現に向けて取り組めます。

(1) 障がい者のための総合的な雇用・就労支援

《現状と課題》

障害者雇用促進法では、従業員 45.5 人以上（令和3年3月から 43.5 人以上）の企業に対し、雇用する労働者の 2.2%（令和3年3月から 2.3%）に相当する障がい者を雇用することを義務付けています（障害者雇用率制度）。

令和元年6月時点、福岡県の民間企業の障がい者雇用率は 2.12%と年々改善されていますが、依然として 49.4%が法定雇用率未達成となっています。（P15参照）

当市においても同様の状況と考えられるため、宗像市商工会や関係機関・団体を通じて、同制度の周知と障がい者雇用への理解啓発を図る必要があります。

障がいのある人の就業状況についてアンケート調査結果を見ると、全体の 39.2%が働いていると回答（図6参照）していますが、その形態をみると、知的障がい者は、施設・作業所等で働いている人（福祉的就労）の割合が高いことがわかります（図7参照）。

全国的に見られる「福祉施設を出て就職した人の割合が少ない」「特別支援学校卒業者の就職率が低い」といった状況が当市でもみられることから、市では、宗像市障害者自立支援協議会の就労部会において、「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心とし、障がいのある人がその個性に合った仕事を選択し、一般就労できるよう、就労・雇用支援や障がい者雇用についての理解啓発に取り組んでいます。

また、障がいのある人の就労支援として、担い手不足や高齢化が進んでいる農業分野との連携（農福連携）が注目されています。農福連携は、障がい者雇用の場が確保だけでなく、農業が障がいのある人にもたらす身体、精神的な状況の改善が報告されており、地域との交流を通じて社会参画を果たすこともできるといった効果が期待されています。農福連携の取り組みは全国で始まっており、確実な広がりを見せていることから、当市においても就労支援の一つとして、今後力を入れていく必要があります。

現在、働いていない人にその理由をたずねたアンケート調査結果を見ると、「どんな仕事ができるかわからない」（27.4%）という回答が最も多くなっており（図8参照）、今後も就労部会における就労支援事業所従事者による企業見学、勉強会、就労セミナーや就労支援サービス等（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）を活用し、働く意欲や能力のある

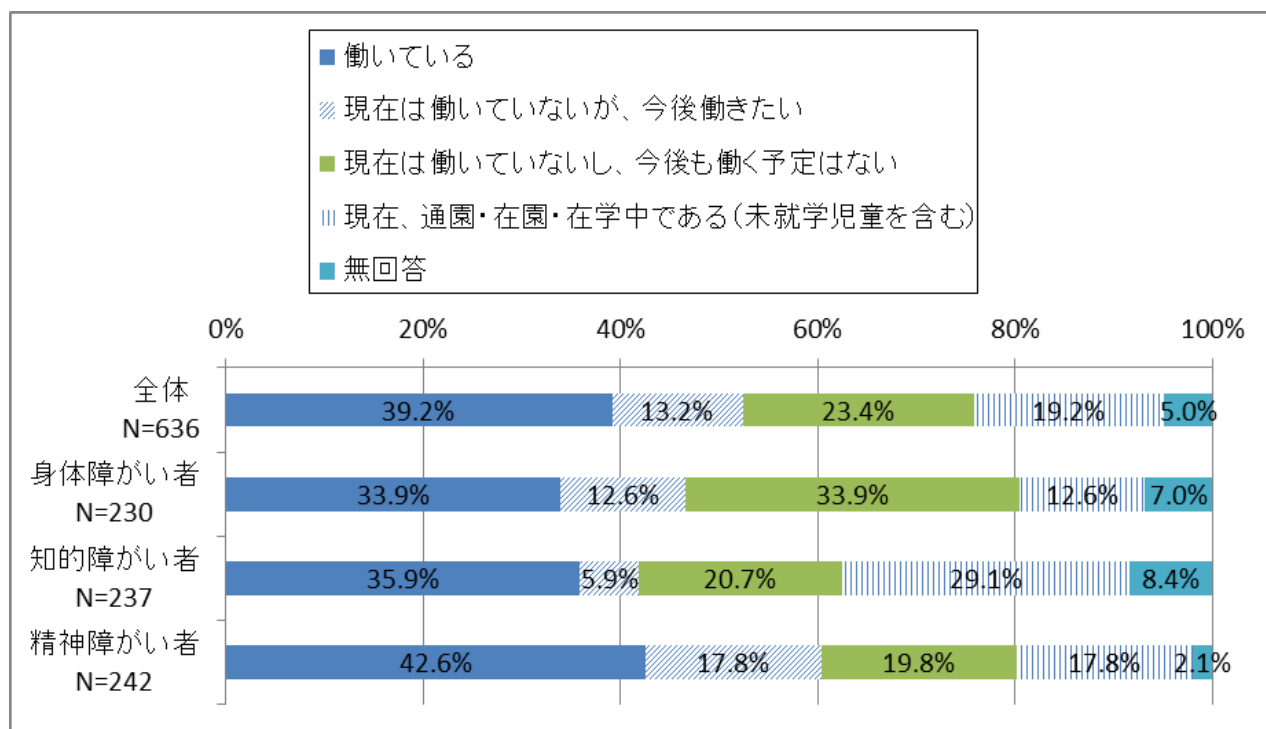
障がいのある人がその能力や適性に応じて就労し、より力を発揮できるよう支援を図っていく必要があります。

障がいのある人は、就労先においてさまざまな問題に直面することが少なくありません。アンケート調査結果によると、「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」などの回答が見られるなど（図9参照）、就職してもそのまま職場に定着できるかどうか心配で、就職に積極的になれないという実態もあります。

就労定着のための支援としては、就労支援事業所による就労定着支援の提供を行っており、一定の効果あげています。「障害者就業・生活支援センターはまゆう」が実施する定着支援と併せて、今後もさらに利用を促進していく必要があります。

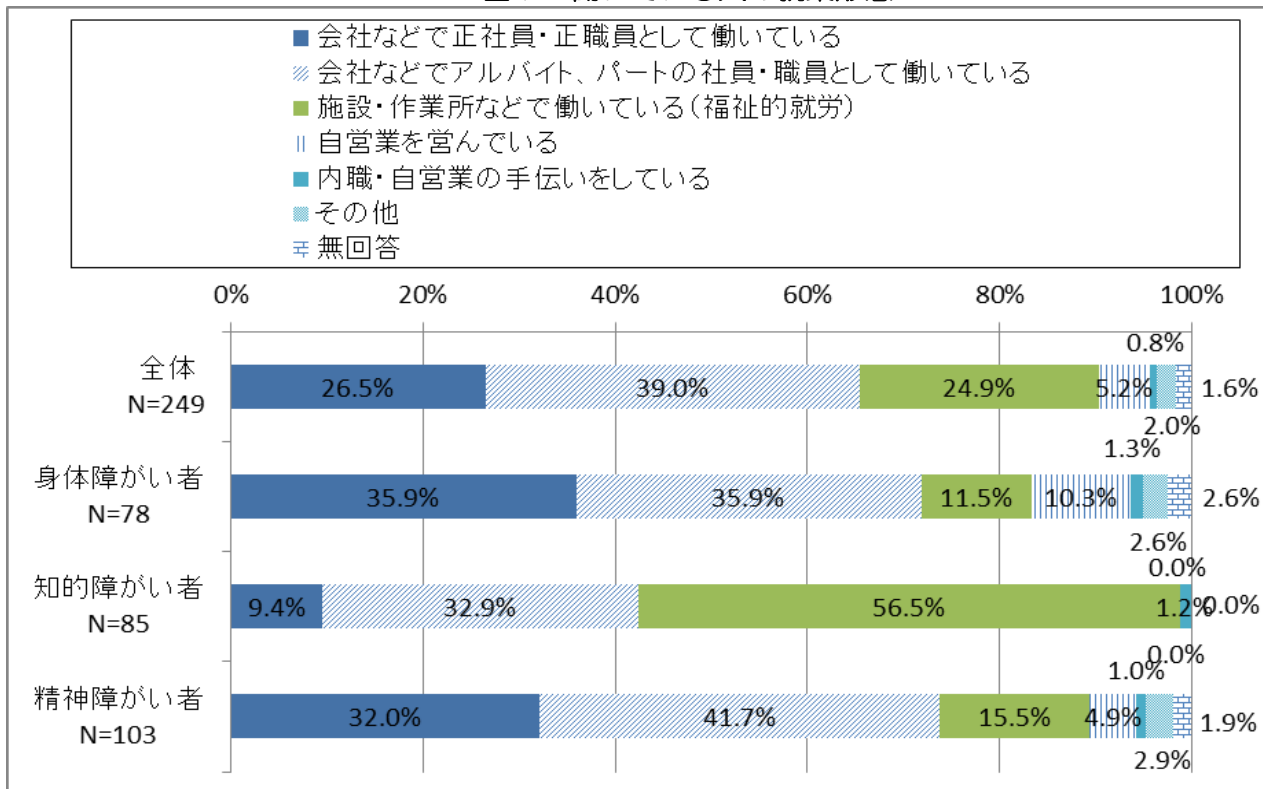
一方、一般就労が困難な障がいのある人にとって、いわゆる福祉的就労は、訓練を受ける場、また、働く場として重要な役割を果たしています。現在は就労継続支援A型・B型がその役割を担うサービスに位置づけられ、一般就労が困難な障がいのある人への就労促進及び社会参加を進める施策として、重要な役割を担っています。しかし、一般就労に比べると福祉的就労による工賃収入は低く、工賃向上が課題となっています。

図6 現在働いているか



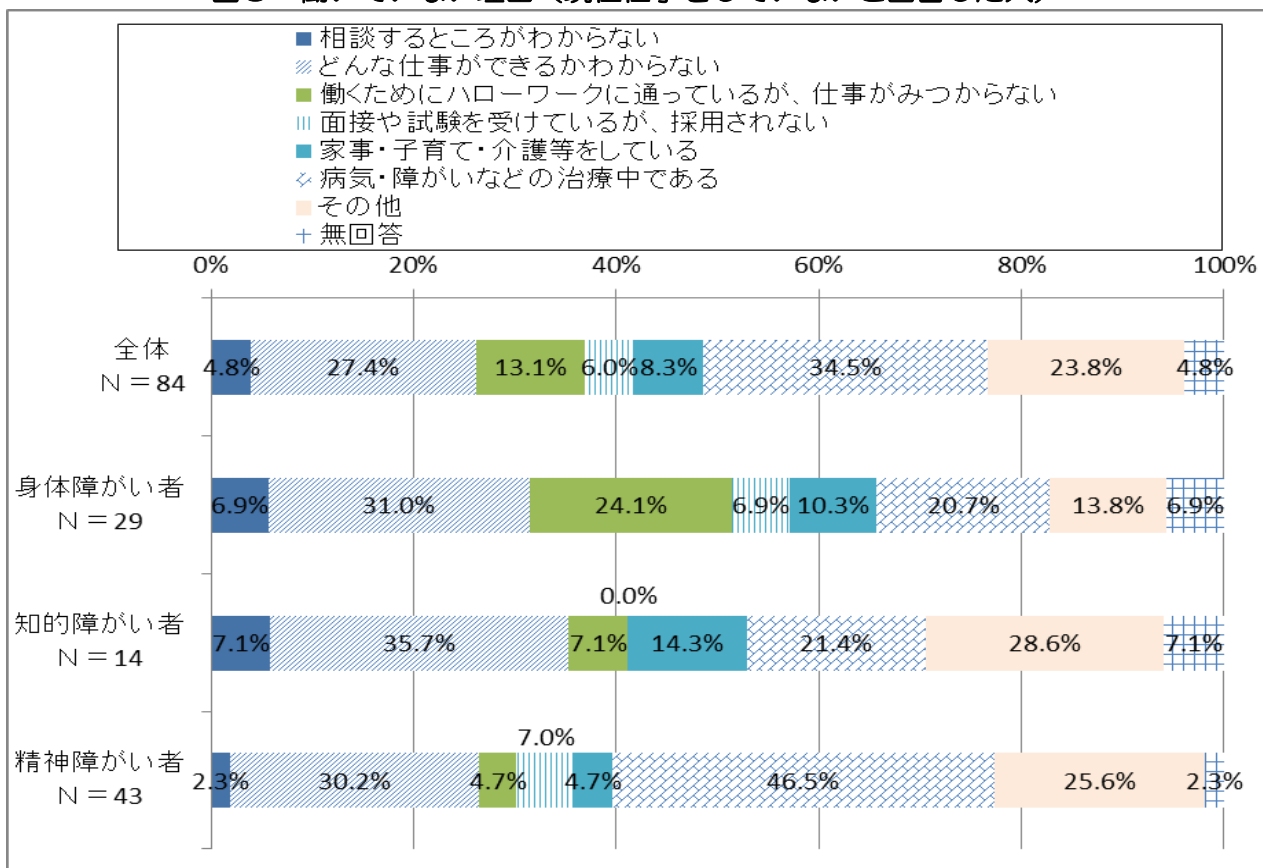
資料：アンケート調査結果

図7 働いている人の就業形態



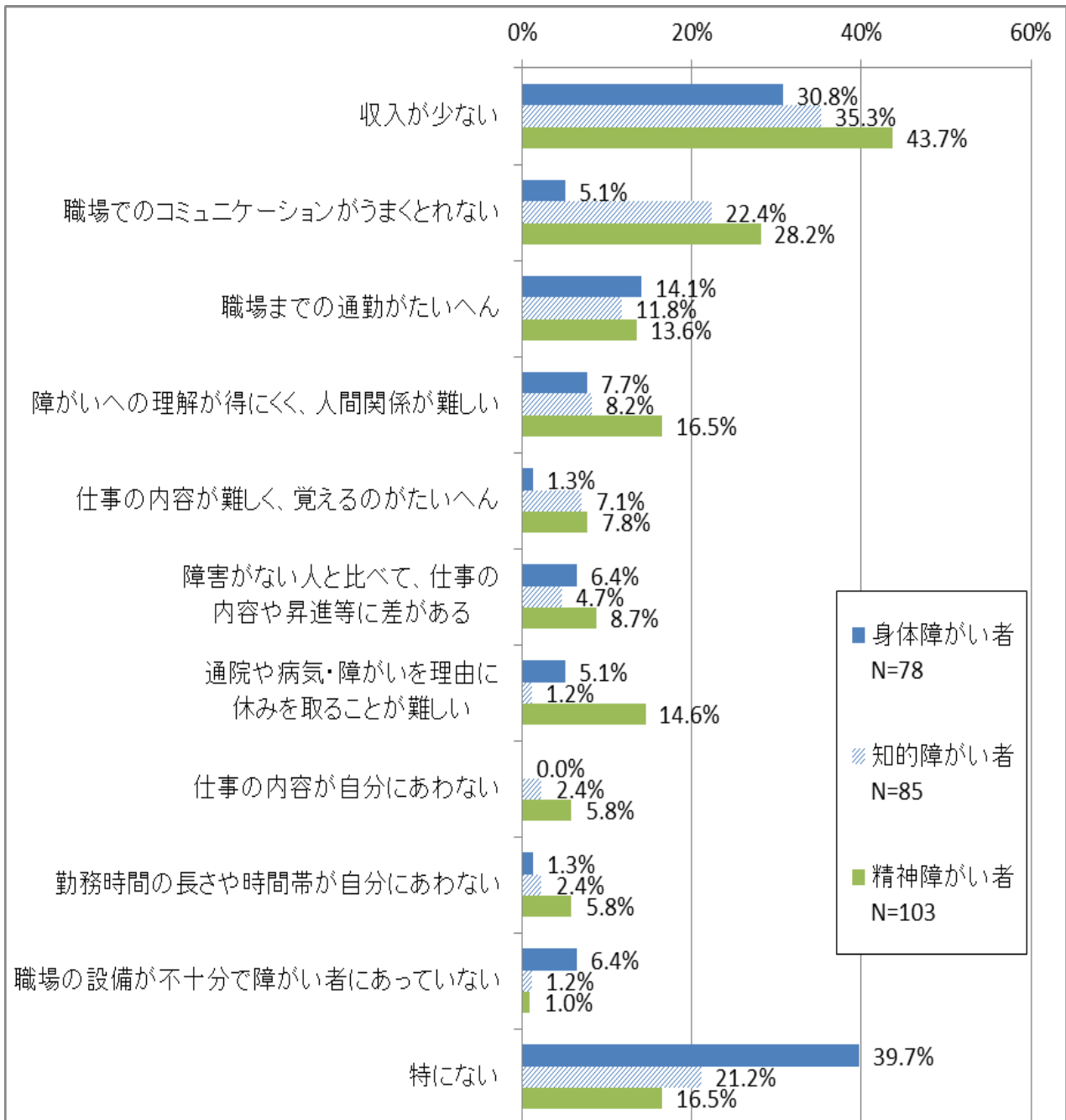
資料：アンケート調査結果

図8 働いていない理由（現在仕事をしていないと回答した人）



資料：アンケート調査結果

図9 仕事のことで悩んでいることや困っていること



資料：アンケート調査結果

《今後の取り組み》

1 障がい者雇用への理解啓発・広報の推進

障がいのあるなしに関わらず、誰もがその能力と適性に応じた雇用の場に就き、地域で自立した生活を送ることができる社会の実現を目指します。

市では、障害者自立支援協議会において「障害者就業・生活支援センターはまゆう」を中心に、ハローワーク等、雇用関係機関と連携し、障がい者雇用への理解啓発・広報の推進に取り組みます。

また、宗像市商工会を通じて会員事業者に対し、障害者雇用率制度の周知と、障がい者雇用に対する理解促進に取り組みます。

2 就労から定着まで一貫した就労支援サービスの利用促進

就労支援サービス等（自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等）の利用促進を図り、一般就労に必要な知識や技能の習得・向上に向けた支援に取り組みます。

また、就労定着支援の利用促進により、一般就労における定着率の向上を図り、就職後も「障害者就業・生活支援センターはまゆう」等関係機関との連携のもと、就労や生活についての相談支援を継続し、障がい者のさらなる就労定着を目指します。

あわせて、就労継続支援を通じて福祉的就労の機会の提供を行います。

3 就労支援関係機関等との連携による就労支援体制の充実

「障害者就業・生活支援センターはまゆう」と連携し、同センターが行う障がい者の就労に関する相談支援、ジョブコーチ制度の普及・啓発、福岡障害者職業センターとの連携による職業評価、ハローワークとの連携による求職活動支援、福岡県障がい者雇用拡大事業を活用した企業とのマッチング、職場開拓、福祉施設や作業所、実際の職場での実習など多面的な就労支援を行うとともに、地域の就労支援担当者との連携を密にし、各関係機関・施設・企業等の支援者ネットワークの構築を推進します。

また、むなかた地域農業活性化機構等の農業関係機関・団体や農業事業者等と連携し、農業分野における障がい者の就労支援を推進します。

さらに、市では、平成26年度から取り組んでいる障がい者の「チャレンジ雇用」を継続し、職務経験を通じて一般企業への就職に繋がるよう支援します。

4 障害者就労施設への工賃向上支援

障害者就労施設の工賃向上のため、「宗像市障害者就労施設等優先調達方針」に則り、庁内各部署及び関係各所において、障害者就労施設への物品等の発注拡大に取り組みます。

また、市内8事業所と連携し、様々なイベントに「宗像まごころ市」として出店します。まごころ製品（障がいのある人が作る商品やサービス）の販売や提供を通じて、障がい者の工賃向上を支援します。

3 生活環境の整備

障がいのある人や高齢者が安心して快適に生活できる環境とは、あらゆる人にとって、安全性、利便性、快適性が確保されていることであり、そういった環境づくりを目的とした「福祉のまちづくり」が推進されています。

21世紀のまちづくりは、共に生きるというノーマライゼーションの理念に基づいて、社会生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去（バリアフリー）するだけにとどまらず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していくというユニバーサルデザインの考え方を浸透させなければなりません。

もちろん、このような福祉のまちづくりの取り組みは行政のみで実現できるものではなく、市民全体の理解と協力が不可欠です。福祉のまちづくりこそが、すべての人々にとって暮らしやすいまちづくりであるということに対する市民の認識を深めていく必要があります。

（1）道路・公共施設のバリアフリー化

《現状と課題》

市では、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）」や「福岡県福祉のまちづくり条例」に基づき、「宗像市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」等を制定し、障がいのある人の移動や活動が容易なまちづくりに取り組んでいます。

また、バリアフリー新法等制定前の建築物や道路、公園等についても、改築及び改修時に、法律に基づいたバリアフリー化を行っています。既存施設の改修については、予算や時間的な制約もあり、地域住民等からの要望等を踏まえ、効率的な整備を行う必要があります。

市では、年齢・性別等の差異、障がいのあるなしに関わらず、あらゆる人が利用可能な環境をつくるという考え方であるユニバーサルデザインの推進に取り組んでいます。近年の障害者差別解消法の施行により、行政機関に対して、社会的障壁除去の実施について必要かつ合理的な配慮が義務付けられたことから、建築物や道路、公園等の公共施設においても、ユニバーサルデザインの視点を取り入れた整備、改修を行う必要があります。

《今後の取り組み》

1 公共施設及び歩行空間のバリアフリー化の促進

「バリアフリー新法」や「福岡県福祉のまちづくり条例」の整備基準に基づき、段差の解消や手すりの設置等、公共施設や公園のバリアフリー化を促進するとともに、すべての人々がより安心して快適に生活できるよう、ユニバーサルデザインにも配慮したまちづくりに取り組みます。

また、道路については「宗像市高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る道路の構造に関する基準を定める条例」に基づき、縁石の改良等歩道の整備や、視覚障がい者誘導ブロック等の設置など、障がい者や高齢者が安全で快適に通行できるように、適宜バリアフリー化を図ります。

2 福祉のまちづくりのための啓発活動の充実

障がいのあるなしに関わらず、同じように生活できる社会を目指すノーマライゼーションの考え方を基に、社会生活をしていく上での障壁（バリア）となるものを取り除いていこうという「バリアフリー」の考え方を基本理念とした福祉のまちづくりの啓発に努めるとともに、視覚障がい者誘導用ブロック上への駐車・駐輪、障害物の放置や、障がいのない人による障がい者用駐車区画の利用など、人の無理解やマナー違反によるバリアが生じることのないよう、啓発に努めます。

3 「ふくおかまごころ駐車場制度」の普及促進

車の乗り降りや移動に配慮の必要な障がい者が、公共施設、店舗等の障がい者用駐車場などに車をとめ、安全かつ安心して利用できるように支援する「ふくおかまごころ駐車場制度」の周知を行い、利用の促進を図ります。

(2) 公共交通機関の利便性の向上

《現状と課題》

民間バス路線の減便や廃止により外出に困難さを感じている人がいます。アンケート調査でも、ふれあいバス、コミュニティバスの利便性向上を求める声や、メイトム宗像や宗像ユリックス等の公共施設へのアクセス向上など、障がいのある人等への配慮を求める声があがっていました。

市では、コミュニティ運営協議会で取りまとめた要望に基づいて、2年に1度、ふれあいバス、コミュニティバスの路線の見直しを行うとともに、平成28年度に「宗像市地域公共交通網形成計画」を策定し、適宜関係事業者と連携しながら利用しやすい公共交通体系の構築に努めています。

今後も、引き続き民間バス会社と連携しながら、公共交通機関の利便性向上に取り組む必要があります。

《今後の取り組み》

1 利用しやすい公共交通体系の構築

宗像市地域公共交通網形成計画に基づき、市民が利用しやすい公共交通体系の構築を図ります。

2 ふれあいバス、コミュニティバスの利便性の向上

コミュニティ運営協議会の意見を聞きながら、引き続きふれあいバス、コミュニティバスの利便性の向上に努めます。

3 新たな公共交通手段の導入の検討

民間バス路線の廃止に伴い、公共交通機関による移動の利便性が低下する地域があるため、民間の公共交通機関も含め、新たな公共交通手段の導入を検討するなど、抜本的な見直しを図ります。